

二、交通機関の発達

乗り物の移りかわり
馬の音のとどもすれば松陰に

出でてぞ見つるけだし君かと (二六五三)

さ檜ひの隈くま 檜隈川に馬駐め

馬に水かへ我よそに見む (三〇九七)

万葉の頃歌われたこの歌から当時馬が飼われており、しかも妻問いに使われたことから、当然乗り物として大いに利用されたことであろう。馬ならば人の通る程の道ならば大体通ることが出来るので便利な乗り物であった。駕籠については余り古い資料はなく、徳川時代から箱根越えに使用されている。東海道の難所箱根八里は馬か駕籠に頼ることが多く、従つて雲助が繁盛した。雲助は酒代をせびつたり、婦女子に悪いことをする者という誤解があるが、それは一部の者であつて、馬方、駕籠かき等の人足の総称であつて真面目に働く者が多かつた。

人力車は、明治三年に考案され、同年十一月に横浜に現われている。明治九年箱根湯本から塔の沢へ人力車道が開かれた。明治十年の三島、大場間の人力車賃は、七銭、夜増四銭、雨増二銭であつた。当時の人力車の車輪は木のアミダで鉄のタイヤというもので明治の終り頃になつて鉄線のアミダとゴムタイヤになつた。

大正の初め、仁田大八郎は親戚である丹那の川口家へ自家用人力車で向つた。皆畑道路は道幅も狭いうえ牛乳運搬の荷馬車の轍で車輪のあとが深く、遂に人夫の田口は人力車の車輪を溝にはめて柿沢川へ横倒しにしてしまつた。幸いけがはなかつたが、「旦那様を人力車と共に柿沢川へ倒してしまつた」と語り草になつた。大正十三年

七月、仁田の八歳になる少年はひどい発熱のため三島の武智病院へ行くのに、母親と人力車に乗っている。又腸チフスと診断されて、入院の時には雨戸を、二つ割りにした竹で三角形につくった枠で吊ったものに乗り、近所の人達に担がれて行つた。医者への往診には人力車が使われ、自動車の発達する昭和の初めまで続いた。

乗合馬車は明治十二年頃小田原に現われている。明治三十年十月、下田街道を馬車が走っていたという記録がある。明治の末から大正・昭和の初めにかけて、乗合自動車は重要な乗物であった。三島大社と大場駅を結ぶ線、大場と畑毛温泉の間は利用客もかなりあった。家号調べによれば、馬車屋の屋号は、仁田に一、間宮に一、便利屋の屋号は八ツ溝に一、日守に一ある。

自転車は初めイギリスからの輸入の為大きさを表わす車輪の直径を国産の今でも吋でよんでいる。大正二年発行の『函南月報』によれば、自転車の保有台数、仁田二、平井一、上沢一、間宮三、塚本一、肥田一、日守二、計一一台。大正四年四月合計二八台、同年九月八日に役場が公用自転車をはじめて購入している。大正六年には村内の保有台数五九台、当時の戸数一、二〇〇戸に対し普及率は四・九%。大正二年の自転車税は三円、人力車税は二円であった。

① 丹那トンネルの計画とその必要性

丹那トンネルと函南駅
丹那トンネルは伊豆半島の主山脈を東西に貫通するトンネルで、延長は七、八〇七メートルである。このトンネルが出来て、東海道線が函南を通る以前は、国府津から御殿場を経て沼津に至るところの現御殿場線六〇・二キロメートルが東海道線であった。しかしこの区間は、勾配が急で機関車は重連で列車を牽引するなどノロノロ運転で貨物輸送も不便であった。

鉄道総裁であった後藤新平は、明治四十四年箱根越えの新路線の測量を指示した。そこで小田原・湯ヶ原・熱

海の各地点と、三島を結ぶ三案が立てられ、実測が幾度か行なわれ、比較検討の結果、現在の熱海と三島を結ぶ路線に決定、丹那トンネル七、八〇四メートルを工期七ケ年、工事費七、七〇〇、〇〇〇円で完成させようとした。工事は大正七年四月一日に、東口を鉄道工業が受け持ち、大竹口（西口）は同年七月五日鹿島組が受け持つて着手した。国鉄は工事着手に先立ち、大正二年八月、鉄道用地の分筆買収を始めた。大正五年四月には、大場——大竹間に村料運搬の為の鉄道用地買上げを始めた。この軽便鉄道は、大場駅とトンネルを結ぶもので、大場駅から上沢への道路に沿って直線で上沢公民館の付近まで、ここで右折して来光川を鉄橋で渡り、平井耕地を横切つて根岸へ、根岸で左折してゆるやかな傾斜で横渡りを登り、今の町営水道の貯水場の前を経て、坂口養魚場の上を通りトンネルに至るもので、軌間七六センチメートル（二呎六吋）の軽便鉄道であった。

工事は大正五年八月一日に始められ、大正七年七月十四日完成、延長約三キロメートル、橋梁一〇ヶ所、工費一、〇三〇、九九七円三七銭であった。大正九年六月、現伊豆美纖維工場近くに火力発電所を開設するに当たり分岐線を設置した。その橋脚は今も残り工場の煙突（高さ三〇メートル）は、昭和四十一年三月二十九日まで立っていたが取壊された。トンネル工事は初め予想した以上に困難で、資材も大量に必要となつたので、大正十一年十一月、一〇六・六八センチメートル（三呎六吋）の軌道に改良し、軽便を七、二〇〇型機関車に改良した。この鉄道敷はトンネル工事完成後、民間に払い下げられ一部形態を残すのみで水田地帯では跡形もない。

工事は初め比較的順調に進んだが、多賀火山の火口側である熱海から火口壁を突破しようということだから、温泉余土・断層・火山荒砂・火山礫火山弾より形成される集塊岩、畑玄武岩、溶岩、天昭山玄武岩が複雑に互層をなしている極めて悪い地質であると共に、地下水も豊富に含まれていたため、工事は次第に困難を増した。

大正十年四月一日、東口で大事故発生、三三名が生き埋めとなり、一六名が死亡、一七名は八日後に救出され

た。大正十三年二月十日には両口で大量の湧水を伴った崩壊があり、内部で一六名が溺死する事故があつて、函南村消防団も救助活動に参加、大いに活躍した。

② 湧水止めと水抜坑

工事中にトンネルから出た水の量は、五億六、〇〇〇万立方メートルで、芦の湖を三つ干した位といわれている。この湧水が工事を難行させた大きな原因の一つで、対策として湧水止めと、水抜坑が考えられた。湧水を止めるため「セメント」を圧入したが、一ヶ所で六、〇〇〇樽の「セメント」と鋸屑を貨車で三〇車も使用した所もあつた。湧水の圧力は三〇〇ポンドともいわれ、セメント注入と併行して水抜坑が上、下、左、右に掘られた。それは本隧道より五〇尺(約一五メートル)離れて一、五メートル低く、一、八メートル角のもので地質の悪い所では同じ場所に二一本も掘っている。

この水抜坑は、総延長で一四キロ五四メートル、トンネルの長さの約二倍の長さである。予想外に難工事であつたため、七ヶ年という工期は十六年に、工事費は七七〇万円の予算が二、六〇〇万円となり、従業員延二五〇万人、犠牲者六七名という大工事となつて、昭和八年六月十九日貫通、昭和九年十二月一日、東海道線が函南を通ることになった。

③ 地下水と湧水問題

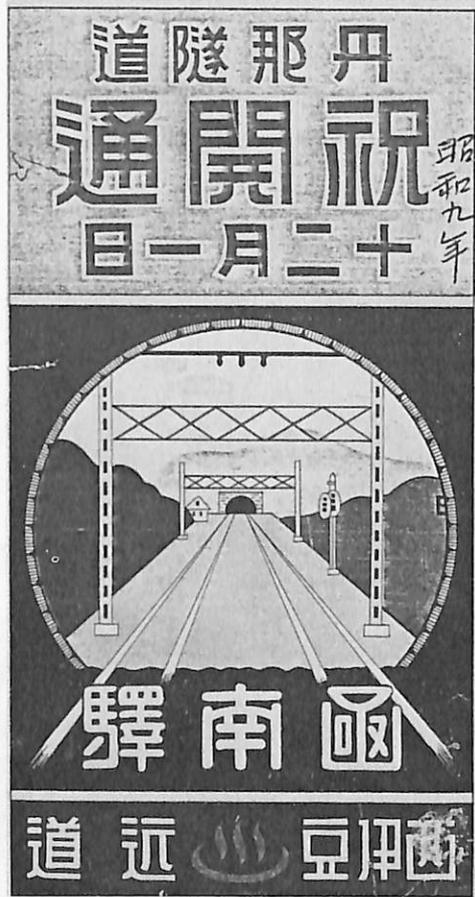
工事が始まると、鬻ノ沢、奴田場など付近の農家の人達は、手間稼ぎとして工事の人夫として従事する者もあつた。トンネル内の仕事は一日三円二〇銭、外勤務は二円五〇銭で農外収入として大いに家計を助けることが出来た。

一方、工事の進むにつれて、トンネルの湧水が増すと共に丹那盆地の湧水、柿沢川下流部落の用水不足、鬻ノ

が出され、飲料水の欠乏を補うために、畑の水頭から水道が敷かれた。しかし工事の進むにつれ湧水は益々ひどくなり区域も広がってきた。そして鉄道の処理に不満の農民は、二〇〇人、三〇〇人と工事事務所へ押しかけて善処を要望した。

八ツ溝用水は、トンネルの排水で水量が増加する筈が、田代からの冷川の減量と相殺されてか水量が増すどころか減量した。仁田では柿沢川の水を利用する稲専用水地域（東耕地）を救援する為八ツ溝用水（西耕地）を東耕地に送るため、対策として、大正十三年西耕地の一部約一町歩を梨園に転換する処置をとった。平井では鶴巻地区が柿沢川の水を利用してしたが、昭和八年の補償金で耕作を放棄してしまった。

昭和七年被害地全域が一丸となって湧水救済促進同盟を組織し、県知事に窮状を訴へ、県も遂に救済の為立ち



丹那トンネル開通祝い（時間表・表紙）

沢・平井・大竹方面の井戸水の不足等、湧水の問題が生じてきた。初めはトンネルと湧水は関連性がないといっていた鉄道省側も、昭和になって湧水がひどくなるにつれ、もうトンネルのせいではないとはいえなくなり、昭和二年から盆地に見舞金

あがり、耕地課農林主事柏木八郎左衛門をして解決に当たさせた。

柏木は地元の有志と一ケ年余にわたって鉄道側と折衝、遂に昭和八年八月八日、見舞金総額一七万五、〇〇〇円が交付され、一応の解決を見たが、後にこの見舞金の使用配分についての不満が昭和九年の田植期に爆発、水騒擾事件として発生した（上巻「丹那トンネル工事と濁水問題」、水騒擾事件参照）。

◇ 丹那トンネル概要 ◇

直線復線隧道 延長七・八〇七キロメートル

所要年月 十六ケ年

総 工 費 二六、〇〇〇、〇〇〇円

掘鑿工量 六二七、二二二立方メートル

（現在では約百億円位）

所要セメント 八四二、〇〇〇袋

最初の予算 七、七〇〇、〇〇〇円

所要木材 二二一、〇〇〇石

工期 七ケ年

従業員 延人員 二五〇万人

水 抜 坑 延長一四・五四五キロメートル

犠 牲 者 六七名

世界大隧道の第九位、延長に於て第二〇位

起 工 大正七年四月一日

竣 工 昭和九年十一月三十日

開 通 昭和九年十二月一日

大 事 故 大正十年四月一日 東口一六名死亡、一七名八日間生埋となる

大正十三年二月十日 西口一六名溺死

一日の湧水量 東口最大 每秒 八〇個 (二、二立方メートル) 一日分は人口一〇〇万人分の水道量
 西口最大 每秒二二〇個 (三、二立方メートル) 一日分は人口一五〇万人分の水道量

丸ビルが一杯になり尚溢れる位の量

湧水の圧力 三百ポンド

水 抜 口 本隧道より五〇尺離れて五尺低く六尺角 (一・八メートル) 位に掘った。地質の悪い所では同

じ場所に二一本も掘った。

湧水止め 湧水を止めるためセメントを圧入したが一ヶ所で六、〇〇〇樽のセメントと鋸屑を貨車で三〇

車も使用した所もあった。

六 大 難 場 所

| 東口(熱海口) | | 三ヶ所 | | 五ヶ年半 | | | |
|---------|-------|-------|------------------|-------|------|-------|---------|
| 個 | 所 | 地質 | 貫通 | 工期 | 水抜坑数 | 延 | 長 |
| 九、〇〇〇 | 二、七三〇 | 温泉余土層 | 自大正十四年十一月至昭和三年四月 | 三十ヶ月 | 一〇 | 四、六〇〇 | (一、三九〇) |
| 一〇、〇〇〇 | 三、二一〇 | 断層 | 自昭和四年三月至昭和五年三月 | 十四ヶ月 | 五 | 九〇〇 | (二七〇) |
| 一一、二〇〇 | 三、三九〇 | 断層 | 自昭和六年二月至昭和七年三月 | 十二ヶ月 | 六 | 一、一〇〇 | (三三〇) |
| 西口(三島口) | | 三ヶ所 | | 七年八ヶ月 | | | |
| 四、九五〇 | 二、五〇〇 | 断層 | 自大正十一年六月至大正十二年六月 | 十七ヶ月 | 三 | 二、七〇〇 | (八二〇) |
| 自七、〇八〇 | 二、一五〇 | 火山荒砂 | 自大正十四年五月至昭和三年十二月 | 四十四ヶ月 | 五 | 三、四〇〇 | (一、〇三〇) |
| 至八、四八〇 | 二、五二〇 | 断層 | 自昭和五年六月至昭和八年六月 | 三十四ヶ月 | 二一 | 七、八〇〇 | (二、三六〇) |

工事中にトンネルから出た水の量約二百億個(三億六、〇〇〇立方メートル)、芦の湖を三つ干したくらい。

地質の悪い区間合計延長二、四〇〇フィート(七三〇メートル、全延長の約一割弱)。

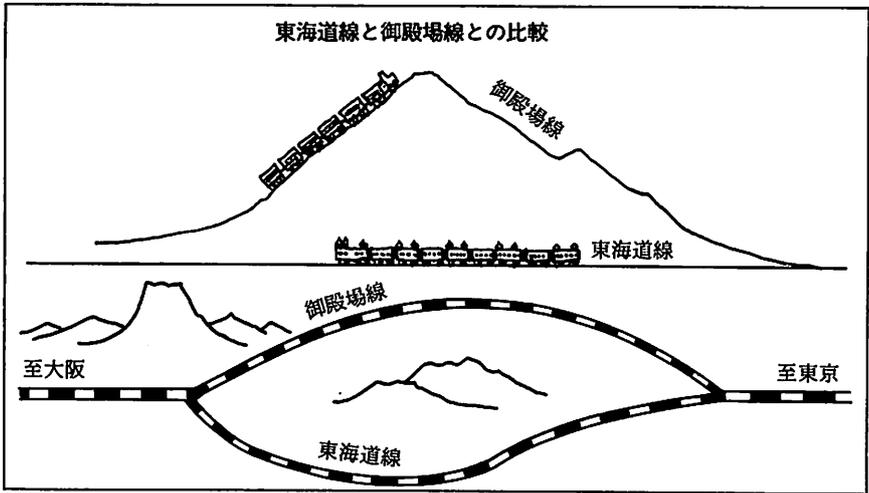
牽引力 御殿場線に比し二倍半から三倍くらい増す。

走行時間 御殿場線に比し約一時間短縮。

現今一般に用いられているトンネルの掘鑿方法、底設導坑式は丹那トンネルが初めてである。

④ 函南駅開設

国鉄の当初の計画には函南駅の設置はなく、単に信号所を置く計画であった。函南村としては、ぜひ停車場を設置してもらいたいという強い要望から、大正十三年十一月二十五日に、信号所を停車場に変更してもらいたい旨



東海道線と御殿場線との比較表 (沼津・国府津間)

| 種別 | 線路延長 | 最急勾配 | 最急勾配延長 | 機関車牽引力の割合 | 海拔最高点 | 水平・直線換算延長 |
|------|---------|-------------------|---------|-----------|-------|-----------|
| 御殿場線 | 60,350m | $\frac{25}{1000}$ | 19,470m | 1.0 | 457m | 119,410m |
| 東海道線 | 48,540m | $\frac{10}{1000}$ | 11,750m | 2.5~3.0 | 79m | 63,090m |

函南駅旅客輸送の状況

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 1日平均 | 定期乗車 | 定期外乗車 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 昭和26 | | 1,128 | 579 | 549 |
| 30 | | 1,278 | 579 | 699 |
| 35 | | 1,626 | 901 | 725 |
| 40 | | 1,883 | 1,206 | 677 |
| 42 | | 1,829 | 1,216 | 613 |
| 50 | | 1,487 | — | — |
| 51 | | 1,535 | 906 | 629 |
| 52 | | 1,490 | — | — |
| 53 | | 1,500 | — | — |
| 54 | | 1,532 | — | — |
| 55 | | 1,521 | — | — |
| 56 | | 1,487 | 866 | 621 |

開業当時は上り15本、下り13本、利用者1日約400人。

50年の利用者減は、44年の新幹線三島駅開業と東名高速の開通によるものと思われる。

の請願書を国鉄に提出、その後も森六郎村長、仁田大八郎代議士等の有志が先頭に立って設置運動が行なわれ、遂に計画が変更され、函南駅が設置されることになった。

昭和九年十二月一日、函南駅の営業が開始された。当日は駅の南側の山の斜面には会社や商品の広告が立ち並んだ中で、大きな黒白の乳牛の立看板が際立っていた。広場には櫓も設けられ、花火も打上げられ、初乗車を試みる人達も村内各地から集りにぎわいを見せた。以後函南駅の利用状況は別表の通りである。

⑤ 新丹那トンネル

新幹線の通っている新丹那トンネルは、昭和十六年六月着工されたが、同年十二月第二次世界大戦に突入、緒戦は華々しかったが次第に敗色を濃くし、途中でトンネル工事は中止されてしまった。戦後、経済も復興し再び新幹線の建設が必要となったので、昭和三十五年四月工事を開始、四年後の昭和三十九年十月完成した。

このトンネルは在来線のトンネルの北側に前のトンネルの地盤よりいく分高く掘られている。工事には戦後の大型土木機械が使用された外に、在来線のトンネルとその水抜坑が役立って湧水もなく、四ヶ年で完成をみた。

なお、この工事に従事した人達の鉄道官舎が、上沢の反畑、藤明に設けられ工事も終り、工事に従った人達もいなくなった今もこの付近の地域は「新幹線」という函南町の

一つの行政区として名残をとどめている。

⑥ 新幹線三島駅

東海道新幹線は、東京オリンピックと時を同じくして昭和三十九年運行を開始した。函南町の住民がこれを利用するには、東海道線で熱海に行き、熱海で新幹線に乗らなければならなかった。昭和四十年四月八日、長泉町内に新幹線三島電留線基地計画が確定したのを機に、国鉄新幹線静岡岡県東部地域新駅設置期成同盟会が設立され、三島駅設置の発端となった。

この会は沼津・三島・御殿場の三市、駿東郡原・清水・長泉・裾野・小山の各町、田方郡函南・韭山・伊豆長岡・大仁・修善寺・天城湯ヶ島・土肥・中伊豆の各町と戸田村の一七ヶ市町村で結成された。同盟会が中心となって、地元選出代議士等の国鉄に対する陳情の効あつてか、昭和四十二年十一月八日、国鉄理事会で新駅設置が正式に決定、同年十二月には地元負担金八億四、七九九万円も決定した。

内訳は三分の一を静岡県が、三分の二を一七市町村と伊豆箱根鉄道株式会社(会社は一億円)が分担した。当町では昭和四十三年六月の町議会で金一、三五七万円の負担を可決している。

工事は、昭和四十三年四月九日起工、同四十四年四月完成、二十五日に開業した。この開業によって、県東部、特に中・西伊豆の産業、観光の受ける経済的利益だけでなく、新幹線を利用して東京方面へ通勤ということも可能になった。

伊豆箱根鉄道

① 駿豆線のおこり

明治二十九年、小柳津五郎、仁田大八郎、渡辺万介、賛川邦作らによって駿豆電気株式会社が三島に設立され、平井に発電所が建設された。当初は三島町、沼津町とその周辺に電燈と電力を供給し、電気器

具を販売することが目的であった。明治三十八年臨時株主総会を開き、伊豆鉄道と線路貸借の契約をし定款の営む事業の中へ電気鉄道を敷設し、旅客貨物の運輸業を入れている。

明治三十九年十月一日社名を駿豆電気鉄道株式会社に変更した。電気鉄道は、三島町から清水村、大岡村を経て沼津町に達するというもので、東海道の上を走る路面電車では本県初のものであった。

一方豆相鉄道は明治三十一年五月三島(現下土狩駅)——南条(現伊豆長岡)間に軽便鉄道を敷設営業を開始した。

明治四十四年十月には伊豆鉄道を買収、事業は発展を重ねたが、大正六年富士水力電気株式会社に吸収された。同年十一月三島と沼津間の電気鉄道と、下土狩と大仁間の軽便鉄道は、富士水力電気株式会社から分離、駿豆鉄道として営業が開始された。

大正七年八月には三島大場間で電車と蒸気機関車の併用運転が行なわれるようになった。

② 伊豆仁田駅の開設

伊豆仁田駅の開業は大正十一年七月一日である。それまで仁田、塚本、肥田の人達は、三島へ行くのには大場まで歩かなければならなかったし、田方農業高校(郡立田方農林学校)の生徒は原木が大場で



大正7年8月から電気機関車と蒸気機関車が併用された当時の電気機関車

伊豆仁田駅・大場駅旅客輸送の状況

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 伊 豆 仁 田 駅 | | 大 場 駅 | |
|-------------|---------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 年間総数 | 1日平均 | 年間総数 | 1日平均 |
| 昭 和 52 年 度 | | 615,938 | 1,687 | 1,239,084 | 3,394 |
| 53 | | 630,784 | 1,728 | 1,258,818 | 3,449 |
| 54 | | 627,723 | 1,716 | 1,251,581 | 3,419 |
| 55 | | 639,173 | 1,751 | 1,272,835 | 3,487 |
| 56 | | 632,650 | 1,734 | 1,253,216 | 3,433 |
| 56年度 内 訳 | 定期乗車人数 | 414,480 | 1,136 | 661,885 | 1,813 |
| | 定期外乗車人数 | 218,170 | 598 | 591,331 | 1,620 |

(資料：伊豆箱根鉄道)

下車しなければならなかった。仁田大八郎は所有地を提供して開設に努めた。

伊豆仁田駅開設に伴って、仁田の今井重作は駅前に運送店を開業、石井は宿屋兼食堂を開業した。また駅構内で長島鶴吉、田口金太郎、三田三吉等が人力車の営業を始めた。続いて塚本の宮内が菓子屋を、四ツ街道の井村の弟が雑貨店を、杉森が理髪店を順次開店し、駅前商店街が形成された。また御園の山本は、伊豆銀行仁田代理店を、昭和になって平井の杉崎吾一がタクシーを開業、函南病院も、仁田、塚本等の町西南部の部落が共同で経営を始めた。後には産業組合の利用

バス路線

当町に初めてバスが走ったのは、三島大社前から軽井沢までで、大正九年十月二十七日のことであった。バスは富士屋自動車株式会社の乗合自動車である。この車は一六人乗



伊豆仁田駅

第五章 交通・通信の発達

バス路線運行状況

(昭和51年4月1日現在)

<東海自動車株式会社>

| | |
|-------------------------|------|
| ○三島——大場——ハッ溝——畑毛温泉——奈古谷 | 33往復 |
| ○畑毛温泉——平井——函南駅 | 13往復 |
| ○函南駅——大竹——桑原——入谷 | 7往復 |

<箱根登山鉄道株式会社>

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ○沼津——三島——大場——ハッ溝——(丹那經由)——軽井沢(田代) | 8往復 |
| ○沼津——三島——大場——ハッ溝——(びんの沢經由)——軽井沢(田代) | 5往復 |
| ○三島駅——丹那——(熱函道路經由)——熱海駅 | 3往復 |
| ○三島——(上沢經由)——函南駅 | 1往復 |
| ○三島——(平井經由)——函南駅 | 2往復 |
| ○沼津——徳倉——日守 | 3往復 |

<伊豆箱根鉄道株式会社>

| | |
|---------------------------|-----|
| ○大場駅——赤王口——上沢——大竹——函南駅 | 3往復 |
| ○大場駅——ハッ溝——上沢——大竹——函南駅 | 7往復 |
| ○熱海駅——中小企業センター——元箱根——小田原駅 | 6往復 |

りのフォードであった。大正十三年三月十八日には軽井沢から熱海まで延長された。同年六月二十日には富士屋の乗合自動車が三島・箱根間の東海道を走り始めた。

昭和三年一月には沼津と日守の間を、昭和十年五月二十日には平井——丹那——軽井沢の路線が同じ富士屋自動車(中途から箱根登山鉄道と改称)によって運行されるようになった。

昭和十二年六月、伊豆箱根鉄道が大場——上沢——函南駅間のバスの運行を開始した。

一日二往復、片道料金は大人二〇銭、小人一〇銭であった。同じ年、東海自動車は函南駅——平井——仁田——塚本の間に営業を始め

たが、伊豆箱根鉄道は翌十三年五月には一時運行を中止し、東海自動車は十六年頃まで運行した。当時、富士屋のバスはアルミ色の外装だったので弁当箱の異名で呼ばれた。戦後、昭和三十八年十一月一日、伊豆箱根鉄道が、

大場駅——函南駅間の営業を再開した。一日四往復で片道一五円となった。

昭和三十九年九月には、箱根登山バスが函南駅へ乗り入れるようになった。このように、箱根登山、伊豆箱根鉄道、東海自動車の三つのバスが競い合って町内の主要道路を走って、主として三島、沼津への通学、通勤、買物客の便を計っている。

最近のバス路線は別表の通りである。

昭和三年頃大場駅前で松下、坂上等がタクシーの営業を始めた。行先は、三島・畑毛温泉が主で最

タクシー
初のうちには乗合馬車と競合したが、次第に客はタクシーを利用するようになった。当時の自動車は、フォードとかシボレーといったアメリカ製の乗るところにステップがあり、車輪のところには泥よけの付いたものだった。

昭和十二年に日中戦争が始まり次第に国の経済が苦しくなると、企業合同が強制的に行なわれ、三島・伊豆長岡などの同業者と作ったのが、「ツバメタクシー」である。

昭和の初めに運転手の免許をとった人は、アメリカ帰りの柳本民雄、青野宗作、川村兵太郎、小野一三、田口茂三郎であった。仁田駅前の杉崎タクシーはその後昭和十三年頃経営者であり運転手であった杉崎が事故死したので廃業した。

函南タクシーは、昭和三十九年七月二十七日、平井の杉崎大丈夫が創設した。本社は平井にあり、函南駅構内と八ツ溝に営業所を持っている。

自動車

日本製の自動車がどんどんアメリカに押し寄せ、貿易摩擦を起こし問題となっているが、自動車の製造技術の発達は著しく、自家用自動車の増加も驚くほどである。特に昭和四十年代に入ってから

加は著しく、従って交通事故もまた急激に増加した。この対策として交通災害共済を田方郡下の町村が組合を作
 って行なっているが、昭和五十四年の概況は別表の通りである。

このほかに各区に交通安全会を組織し、事故の発生を防ぐ努力をしている。また交通指導員も昭和五十四年か
 ら出来て、交通事故のない町をめざしている。

交通安全は一人ひとりが
 みな主役
 みんなでなくそう！ 飲酒暴走運転！

全国安全運動期間には「広報」(函南)を通じてその徹底を期している。

自動車の増加は商店の在り方にも大きく響いて、駐車場のない店、町は流行遅れになってきている。最近の自
 動車保有台数及び交通事故発生状況は次のとおりである。

自動車保有台数

(各年4月1日現在 単位：台)

| 年次 | 総数 | 乗用車 | | トラック | | バス | | 軽四輪 | | 二輪 | | 小型特殊 | | | | |
|------|--------|-----|-------|-------|---------|-------|-----|-----|-----|-----------------|--------------------|------|--------|-----|-------|-----|
| | | 普通車 | 小型車 | 貨物自動車 | 特殊用途自動車 | 営業用 | 自家用 | 乗用車 | 貨物車 | 250ccを 超えるもの | 50ccを超え 250cc以下 | | 50cc以下 | | | |
| 昭和53 | 9,968 | 47 | 4,538 | 0 | 763 | 1,243 | 67 | 0 | 16 | 459 | 719 | 12 | 31 | 437 | 1,479 | 157 |
| 54 | 11,066 | 62 | 5,089 | 0 | 845 | 1,286 | 81 | 0 | 16 | 450 | 842 | 9 | 42 | 462 | 1,732 | 150 |
| 55 | 12,084 | 63 | 5,432 | 0 | 872 | 1,325 | 85 | 0 | 18 | 508 | 960 | 4 | 78 | 494 | 2,096 | 149 |
| 56 | 13,205 | 77 | 5,928 | 0 | 891 | 1,349 | 122 | 0 | 20 | 490 | 1,082 | 3 | 115 | 541 | 2,439 | 148 |
| 57 | 14,277 | 95 | 6,294 | 0 | 895 | 1,366 | 101 | 0 | 21 | 451 | 1,273 | 2 | 111 | 552 | 2,974 | 142 |

(資料：静岡県統計課)

交通事故発生状況

| 年次 | 件数 | 総数 | |
|------|------|----|------|
| | | 死者 | 傷者 |
| 昭和52 | 146件 | 5人 | 195人 |
| 53 | 158 | 4 | 248 |
| 54 | 150 | 1 | 213 |
| 55 | 158 | 4 | 209 |
| 56 | 171 | 4 | 244 |
| 57 | 174 | 3 | 232 |

(資料：三島警察署)

田方郡交通災害共済組合加入状況

| 年度 | 加入者数 | 加入率 |
|------|---------|-------|
| 昭和51 | 12,767人 | 52.4% |
| 52 | 13,990 | 54.7 |
| 53 | 15,722 | 58.8 |
| 54 | 16,983 | 61.3 |
| 55 | 17,979 | 62.5 |
| 56 | 18,796 | 63.2 |

(資料：住民課)

保険金の支払状況

(56年度)

| 内訳 | 件数 | 金額 |
|----|-----|-----------|
| 1級 | 1件 | 700,000円 |
| 2級 | 6 | 780,000 |
| 3級 | 8 | 560,000 |
| 4級 | 16 | 800,000 |
| 5級 | 19 | 570,000 |
| 6級 | 42 | 840,000 |
| 7級 | 10 | 500,000 |
| 計 | 102 | 4,750,000 |

(資料：住民課)

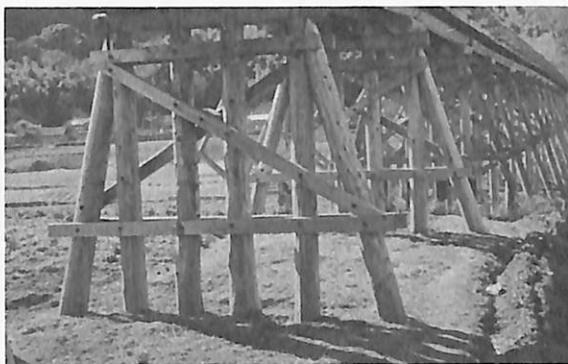
水運と渡し

昔、水運に利用された川は、狩野川と大場川であった。大場川の下で大きく曲って、大場公民館の近く、河岸があった。かつてそこに（今の大場公民館の近く）河岸があった。

徳川時代に平井、柏谷、上沢方面の年貢米はここで川舟に積まれ、狩野川をくだって沼津まで運ばれ、沼津から千石舟で江戸へ運送されたといわれている。

狩野川の河岸は、石堂・肥田・落合・蛇ヶ橋にあつて付近の年貢米は、そこで川舟に積まれ沼津までくだり、沼津から江戸へは前述の通りであった。

天城の木材は大仁まではバラバラに送られ、大仁で筏に組まれて狩野川を沼津まで流した。筏流しは何時頃始



石堂橋 (昭和 29年)

まったか不詳であるが、明治三十年頃まであったが、その後は陸送に変わった。当時筏流しが流れを替えるため、竿の先きで突いて出来たと
いわれる穴が、岩崎の巖頭に今でも残っている。
明治の初めまで狩野川には橋がなく、「渡し」
であった。「函南では「石堂の渡し」「肥田の渡し」

があつた
が明治に
なつて石
堂橋、日
の出橋が

架けられ「渡し」は無くなったが、二つの橋はともに大出水の時には直ぐ
流失するので再架橋までは渡し舟が使われた。

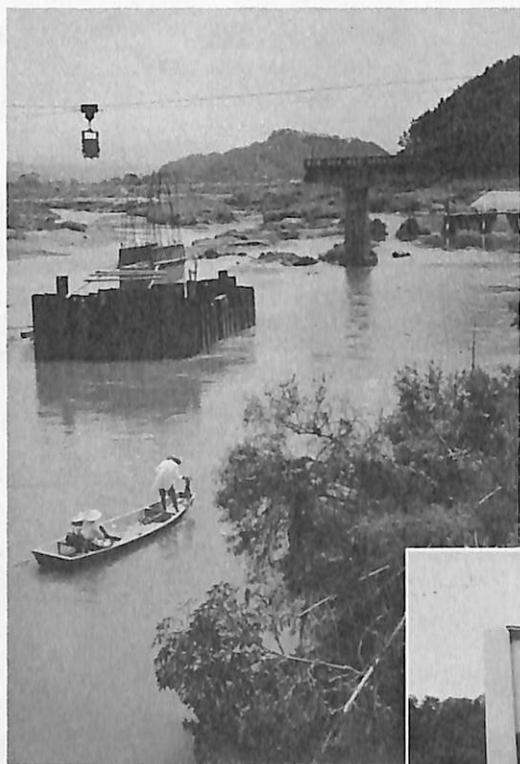
鎌倉幕府の日記である「東鑑」にある「江尻の渡し」は、観音川の宮川
付近にあった「渡し」であろう。そして当時は狩野川がここを流れていた
といわれているが定かではない。付近の地形から狩野川がここを流れてい
たとは思えない。渡し舟を転覆させる程の水量の川と言えば、大場川が北
沢から多呂、赤王に流れ込み来光川と共に江を作りその江の出口が宮川の



日の出橋

辺で江尻といったのではないだろうか（『歴研』
「江尻の渡し考」参照）。

今は大場川も大場の西側を流れ、「江尻の渡
し」の名残は何もない。



石堂橋の橋脚工事と渡し舟
(昭和 36 年)



石堂橋の完成
(昭和 37 年)

三、通信の発達

通信の沿革

狩猟生活で住居も度々移動したであろう時代は、通信の必要もなかったが、稲作が始まり住居が定まり、部落を形成し、次第に経済が発達し、他の部落との間に違つた経済生活が行なわれるようになる、交易のために交通が進められ、交通の発達とともに通信も行なわれるようになった。通信の手段として、部落間の争いとか土豪の戦い、特に戦国時代の武将の戦いなどには、「烽火」とか「騎馬」などが用いられた。当町でも六本松、五本松、三本松は戦国時代に葦山城と山中城の連絡用の烽火を揚げる所だつたという話もある。鎌倉時代の京都・鎌倉間は、騎馬飛脚によつて交通がなされた。徳川時代になると、東海道初め主要道路の整備と共に宿駅間に定期便として飛脚、伝馬が設けられ、継飛脚、大名飛脚、町飛脚などが活躍し、江戸、京都間の送達日数は六日と定められていた。特別の大事件などには、早馬、早駕籠によるものがあつた。浅野内匠頭長矩の刃傷事件を国元に知らせる使者などは有名である。

ともかく、通信は馬や駕籠を利用して、人が書状なり、口上なりを伝えるものが主であつた。

郵便制度の歩み

近代国家としての基礎を固めるためには、全国的な通信網の整備が考えられ、また明治政府の急務でもあつた。

明治四年、東京・長崎間の東海道電線の架設が始められた。箱根越えの線路は、初め矢倉沢——足柄峠——竹ノ下——御殿場——沼川であつたが、線路の保有維持のらくな小田原——箱根——三島に変更され、後に小田原——熱海、平井——三島となり、現在は熱海——平井——仁田——塚本——肥田——日守——大平——沼津の地下

ケープルとなつてゐる。

三島・葦山郵便局開局

明治四年三月一日から東海道を毎月一回、東京・大阪間を七八時間で郵送する新しい郵便制度が始められた。旧宿駅に郵便事務取扱所が開設され、取扱所には書状集函及び切手販売所が置かれた。同じ明治四年三月一日、三島・葦山に郵便局が開局された。郵便物集配は函南村全域を三島局が担当し、電報配達は大土肥・平井・桑原・大竹・上沢を三島局が、肥田・日守・仁田・間宮・畑・丹那・塚本・畑毛・柏谷を葦山局が担当した（葦山局の開局は明治五年二月という記録もある）。

当時の郵便料金は距離によつて異なり、東京——三島間は三錢、東京——静岡間は五錢であつたが明治六年全国飛脚業者の信書送達が停止され、郵便を政府の事業とすることになり、同時に市内郵便と僻地を除いて全国均一料金制（重皿制）となり二匁（七・五グラム）まで二錢と定められ、郵便切手が用いられるようになった。また葉書も発行された。

明治十年二月、万国郵便連合に加入し、国内の外国郵便局は廃止され、明治十五年には、郵便条例が公布されて、書状二錢、はがき一錢という全国均一料金制が定められ、明治十六年より実施された。

平井郵便取扱所の開設

当町においては、郵便条例公布の翌明治十六年三月一日、杉崎新太郎を保証人として梶尾嘉十郎に郵便局より四等取扱役の辞令が出され、梶尾家において伊豆国田方郡平井郵便取扱所が、横浜駅通出張所管轄のもとに開設された。

その業務内容は、郵便の取扱いであつて、等級は郵便集配規定により、八等と定められた。そして業務範囲は市内として平井村、市外として大土肥村、柏谷村、畑毛村、軽井沢村、桑原村、田代村、上沢村の九ヶ村であつた。明治八年一月一日郵便取扱所を五等郵便局と改称、同年一月十四日梶尾嘉十郎は、七等郵便取扱いに昇進した。

明治九年四月、葦山——熱海間の郵便線路の内平井——熱海間が廃線となった。明治十八年駅通と通信が統合され、通信省となるに及んで整理統合が行なわれ、大場郵便局に業務が移され、平井郵便取扱所は九月三十日付で廃止となった。

大場郵便局

大正五年九月一日、大場郵便局は函南村・中郷村・大平村三ヶ村の郵便物の集配を始めた。更に大正六年一月十六日から電信、電話の取扱を始めた。

電話料及び呼出料

| | 電話料 | 呼出料 |
|-----|-----|-----|
| 横浜 | 25銭 | 15銭 |
| 小田原 | 20銭 | 15銭 |
| 熱海 | 10銭 | 10銭 |
| 三島 | 5銭 | 5銭 |
| 沼津 | 10銭 | 10銭 |
| 静岡 | 25銭 | 25銭 |

大正九年十一月十一日、大場局に特設電話が開通した。函南村役場の番号は二十番であり、架設に要した費用は七五五円であった。そのとき、大場交換区(函南村全部と中郷村の一部)の加入台数は三七台であつて、人口一、〇〇〇人につき三台の割合だつた。当時の世界の主要都市の比率は次のとおりである。

| | | 人口一、〇〇〇人につき | |
|---|----|-------------|---|
| 北 | 京 | 二 | 二 |
| 広 | 東 | 二 | 二 |
| ニ | ュー | 一 | 四 |
| ヨ | ーク | 一 | 四 |
| ス | ト | 一 | 四 |
| ト | ン | 一 | 四 |
| シ | カ | 一 | 七 |
| カ | ゴ | 一 | 七 |
| ロ | ー | 二 | 〇 |
| マ | 京 | 二 | 〇 |
| 二 | | 二 | 一 |

また、田方農林学校の電話架設費の一部として金五〇〇円也が村から寄付されている。函南小学校の電話架設は大正十三年十二月であり、次第に増加したものの一般家庭には高嶺の花であつて昭和五年の北伊豆大震災当時でも函南村の電話加入台数は、約五〇台であつた。

函南郵便取扱所

昭和十一年九月一日、桑原の森六郎によって大竹の神戸に函南郵便取扱所が開設され、郵便貯金、為替、郵便事務の取扱が開始され、翌十二年六月二十一日三等郵便局(無集配)に昇

函南郵便局の郵便物の集配と電話の利用状況

| 郵便取扱数 | | 昭和28年 | 29年 | 33年 | 34年 |
|--------|----|---------|---------|--------|--------|
| 普通書留合計 | | 374,575 | 368,843 | 21,583 | 22,954 |
| 小包合計 | | 4,858 | 5,663 | 14,556 | 15,503 |
| 電報取扱数 | 発信 | 1,508 | 1,497 | 1,626 | 2,235 |
| | 受信 | 2,336 | 3,045 | 3,940 | 4,691 |
| 電話通話数 | 局内 | 83,585 | 82,855 | | |
| | 局外 | 63,940 | 68,970 | | |
| 電話加入者数 | | 38 | 38 | 45 | 60 |

月十五日、中郷村が三島市に合併されるに及んで、函南郵便局の受持区域は村全域となったが、電話だけは従前の区域であり、平井からは通信病院に電話をかけるにも市外を通さなければならず不便が多かった。この頃平井の電話は区長用と、杉本屋の赤電話と、不二見屋の三台であった。

格、電信・電話業務を開始、十三年二月十六日には電話交換も始められた。上沢では南方協会が、この時初めて電話に加入した。平井では松井菓子店に函南五番として区有の電話が架設され、その後この電話は会館に移されたり、区長宅を持ち回りされたりして、多くの人々に利用された。

昭和十七年十一月には特定郵便局となり、二十三年十一月、平井山田に移転し、局長が榛村孝雄になるまで郵便局長は六郎、彦雄、操子と森家の一族によって引継がれてきた。

函南郵便局の発展

昭和二十五年
五月一日より

郵便集配が開始され、平井・大竹・桑原・田代・軽井沢・丹那・上沢が受持区域となった。昭和三十二年三



函南郵便局（平井子の神）



ポスト



郵便箱

昭和三十六年十二月十一日には平井山田の局舎が狭くなったので平井神戸に新築移転した。更に五十一年九月には平井子の神に新築移転—現在に至っている。

無集配郵便局 と簡易郵便局

函南町の人口増加にともない郵便事業も大きくなったので、無集配の郵便局も、昭和四十七年十二月一日、伊豆仁田駅前郵便局が、間宮地籍の蛇ヶ橋に、昭和五十二年三月十六日には函南駅前郵便局が平井山田に、それぞれ開業している。

一方、簡易郵便局は昭和二十四年十二月一日に函南村東部農協に開局、貯金、保険以外の業務を行なって現在に至っている。函南農協の場合は昭和三十八年十二月六日に開局、昭和四十七年十二月一日伊豆仁田駅前郵便局の開設と共に廃止された。

畑毛・柿沢台・鶴巻・宝藏台・白道坂方面は益々住宅が増加したので、昭和五十三年八月一日、畑毛の大橋に

畑毛簡易郵便局が開設されて集配・電信為替・労災保険等一部社会保険を除いての業務を行なつて付近の住民に喜ばれている。

ポストと切手売捌所

郵便局が整備され、事業が発展するに従つて各部落の中心にあつた日用雑貨の店などに切手売捌所が設けられ、その前に郵便集受箱「ポスト」が置かれた。ポストは木箱を赤く塗り前面の上部に投入口があり、箱



函南無人電話局

の側面に取り出し口があつて錠が付けられていた。郵便局前、大場駅前など主要場所のポストは昭和になつて次第に円型の鑄物のポストに変つたが、第二次大戦中に鉄の回収ということで再び木箱になり、戦後の復興と共に鉄板製の箱型の「ポスト」になつてゐる。

電信電話の普及

人口の増加と共に電話加入も次第に増加し、昭和

三十九年には大場局の電話交換の自動化促進運動が起つた。昭和四十年一月二十九日に

は、丹那方面に県下第一号の農村集団自動電話局（無人）が開局、昭和四十三年四月十三日、平井字十二天に平井無人電話局が開設され、ダイヤル方式になると同時に函南町（丹那農集電話を除き）が一本化され非

郵便物の集配状況

（各年12月31日現在）

| 年次 | 総数 | 通常郵便物 | | 小包郵便物 | |
|------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| | | 引受 | 配達 | 引受 | 配達 |
| 昭和50 | 3,077,680 | 1,136,975 | 1,905,300 | 12,045 | 23,360 |
| 51 | 2,934,444 | 1,113,924 | 1,788,348 | 9,288 | 22,884 |
| 52 | 3,577,416 | 1,573,080 | 1,967,148 | 7,512 | 29,676 |

（資料：函南郵便局）

第五章 交通・通信の発達

常に便利になった。

昭和四十三年七月一日

現在の電話加入数は函南局一、一六四、外に農集電話三五三、計一、五一七である。

昭和四十六年一月一日

には二級局から三級局に変わり、電話使用料金額も別表の通り値上げされた。昭和四十八年四月二十五日には、従来の農集電話が廃止され、丹那電話局となった。この頃の電話架設費用は約十七万円である。

便利になった電話

赤電話、青電話を初め街角の至るところに設けられた公衆電話、船と陸上を無線でつなぐ船舶公衆電話、列車

新旧料金表

| 電話の種類 | 新旧料金 | | 旧料金(2級局) | |
|-----------------|----------|----------|----------|------|
| | 新料金(3級局) | 旧料金(2級局) | 事務用 | 住宅用 |
| 単 独 電 話 | 1,000円 | 700円 | 850円 | 600円 |
| 秘 話 式 2 共 同 電 話 | 850 | 600 | 720 | 510 |
| 普 通 2 共 同 電 話 | 650 | 460 | 550 | 390 |
| 第2種集団電話(農集) | 740 | | 640 | |

電話使用料金変更のお知らせ

日ごろ電報電話をご利用いただきましてありがとうございます。

このたび函南局の加入電話数が2111加入となりました。これは3年前の665加入にくらべ、3倍強の増加で、当局は函南町発展に際して、電話の大規模増設と便利なダイヤル市外通話の拡充に努めてまいりました。

ご承知のように電話は加入数が多くなればなるほど、電話をかける範囲が増加して便利になりますが、反面、電話の機械や線路設備の仕組みが複雑となり、維持運営の費用がかさみます。

このため毎月いただく電話の基本料金は公衆電気通運法によってその局の加入数と市内通話(80秒7円のダイヤル通話)をすることが出来る相手局の加入数の10分の1を加えた数によって、1級から5級に分けられた電話機種種別に応じてそれぞれ定められております。

つきましては、函南局の前期で算定した加入数が12月中に8,000加入をこえますので46年1月1日から従来の2級局から3級局に変わり電話使用料を後記のとおり変更させていただきます。

私どもは、これを機会にいっそうサービスの向上に努力する所存でございますので、今後ともよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和45年12月7日

日本電信電話公社
三島電報電話局長

三島北田町・大鳴・函南・新古各局の既用・改式ともなう

新旧電話番号対照表

切替日時

昭和43年4月13日 正午

切替局名

三島71局の一部……三島71局・既用・77局・既用局へ
大鳴局……三島77局・既用局・伊豆長岡9局へ
函南局……既用局へ
伊豆長岡局の一部・伊豆長岡9局・既用局へ

<市外局番>

三島71・88・77局……<0559>
函南局……<05978>
伊豆長岡9局……<05594>

印 刷 所

三島電報電話局

丹那電話交換局

昭和48年4月25日正午開局

1. 丹那局(赤印)の地域の方は市内局番「4」がとなります。
1. 函南局(青印)の地域の方は市内局番「8」がとなります。
1. 市外局番は丹那局・函南局と「05597」に変わります。



三島電報電話局 発行

のなかから「モシモシ」と家庭を結ぶ列車公衆電話(一部地域)等電話の発達は大きく、今では外国旅行で日本の留守宅と話すことも出来るようになった。

昭和三十五年に登場したテレックス通信は、大企業がその即時性、記録性などの特性を活かして事務の合理化を計っているし、ポケットベルの普及は外務員と店との連絡に活用されている。情報処理サービス、自動車電話、テレビ電話、ファクシミリ等々電気通信の可能性は日毎に開発されつつある。

昭和五十七年秋には通信衛生「さくら2号」が打揚げられグローバルな通信に役立つおとし、光ファイバーの開発利用も着々と進んでいる。

町内電話加入状況

| 年次 | 世帯数 | 加入数 | 加入率 |
|------|-------|-------|-------|
| 昭和40 | 3,406 | 714 | 21.0% |
| 43 | 3,648 | 1,694 | 26.4% |
| 45 | 4,292 | 2,507 | 58.4% |
| 46 | 4,538 | 2,990 | 65.9% |
| 48 | 5,287 | 3,809 | 72.0% |

(資料：三島電報電話局)

電話の利用状況

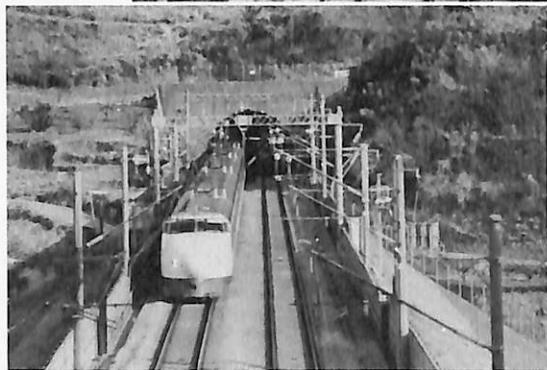
(昭和52年3月31日現在)

| 区分 | 加入電話 | | | 公衆電話 | 申込積滞数 |
|------|-------|-------|-----|------|-------|
| | 総計 | 単独電話 | 共同 | | |
| 函南局 | 6,244 | 6,046 | 198 | 95 | 28 |
| 丹那局 | 976 | 976 | — | 19 | 3 |
| 箱根高原 | 123 | 123 | — | 12 | 0 |
| 計 | 7,343 | 7,145 | 198 | 126 | 31 |

(資料：三島電報電話局)

〔函南列車無線中継所〕

平井日蔭にある列車無線中継所は、昭和三十三年に建設され、東海道線の特別急行「こだま」号が丹那トンネル通行中の列車電話の中継に使用されていた。昭和三十九年十月、新幹線の開業と共に新幹線の公衆電話、列車司令室と進行中の列車との交信、列車公安用に、更に四十七年東名高速道路を走る国鉄バスの災害時用など、現在一〇回線の無線中継所として使用されている。



丹那トンネルと「こだま号」

第六章 行 財 政

一、自治政治の発達

(一) 明治前期の地方自治制

大区・小区制

明治四年廃藩置県により近代的統一国家が成立、中央集権的政府が実現した。これに伴って地方行政区画として、府県が設けられ、そして、まず、錯綜した行政区画の整理に着手することを手始めとして、村に代わって行政区画としての区が設けられた。これが明治四年四月の戸籍法によって定められた区であった。この区が、当初の戸籍編成の単位から、やがて一般行政上の区画となり、さらに大区・小区に区別されて郡区町村編成法（明治十一年制定）実施の時期まで続いた。大区・小区制の成立過程は、さまざまであるが、足柄伊豆国の場合は、明治五年二月に二一区に分け、次いで同年十一月、二大区二一小区に区分した。こ

の改定により、君沢・田方二郡は第四大区で一〇小区となった。つまり、明治五年十一月に、仁田・大土肥・柏谷・平井・丹那・畑・軽井沢・田代・桑原・大竹・上沢・間宮・塚本・肥田の計一四か村をもって足柄県第四大区七小区として一般行政区を形成し、名主を廃して戸長・副戸長が置かれた。なお、明治九年四月十八日に足柄県の廃止に伴い旧伊豆国の部分は静岡県に合併された。従って、これまでの第四大区は、第八大区と改称され、それ以後は郡区町村編成法施行まで変わらない。

戸長と区長

大区・小区制時代に、区民の人数、生死、出入等の管理をするための責任者となったのが、戸長や区長である。明治四年の戸籍法の区におかれた戸長・副戸長は、戸長役場の戸籍吏としての性格のものであったが、明治五年四月の太政官布告で、今まで村落自治の中心である名主を廃して、戸長と改称するようになってから、戸籍吏としての性格から、一般行政事務を取り扱う行政吏としての性格のものとなった。明治五年十一月大区・小区が設けられたときには、副区長が各小区に配置された。これら副区長・戸長・副戸長は、官選で任命された。戸長や区長は、区長会議や戸長会議を開き、県令や大区長の諮問事項、区内の行政事務全般について討議・連絡・調整をしていた。だがこれらは、区民の公選による議事制度ではなかった。当時伊豆では、明治七年八月に足柄県が制定した大小区会議の概則により、大区会・小区会が開かれ、大区会議員は、副区長のなかから区民の公選で選ばれ、小区会議員は各町村ごとに正副戸長のうちから一名、一般人民のうちから一名が区民の公選で選ばれている。次いで明治九年三月から県会および区会を発足させた。しかし、この制度は長く続かず、再び地方行政は、自治的色彩を帯びた制度に改められはじめた。その端緒をなしたのが、明治十一年のいわゆる三新法（郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則）で、その後さらに明治十三年に区町村会法が公布され、区および町村が自治体的色彩を帯びる団体の性格をもつに至った。駿遠豆三州を統一した静岡県民会が設け

られたのは、明治九年十二月のことである。この民会は、小区会・大区会・県会の三段階からなり、十八歳以上七十歳未満で婦女その他の欠格者を除く不動産所有者が十戸に一人の選挙人を選び、この選挙人が小区会議員を選挙するという複選挙法をとっていた。この小区会議員が大区会議員を選挙し、さらに大区会議員の投票によって県議員が選ばれる。県議会には、こうして選出された五二名の公選議員のほかに、県令が県吏員中から選んだ一三名の特選議員がいた。

(二) 明治後期及び旧憲法下の地方自治

町村制の制度

明治十五年頃から憲法制定が政府の当面の課題として論議されはじめ、当時の重臣の中には、憲法を制定し、そののちに地方制度に着手すべきであるという考え方を述べる有力者がいた。

明治十八年十二月に太政官制が廃止され、初の内閣において伊藤博文が首相についた。その翌年秋から憲法案の起草に着手したが、政府は、立憲制の基礎を確立するうえで必要な自治体の編成をまず考えるべきものであるとし、極力憲法発布前に、地方制度を確立すべきであると主張、明治十六年頃から広く内外の法制を参考にして、町村法案の起草に着手した。

内務卿の山県有朋は、当時の政府の法律顧問であったドイツの公法学者アルバート・モッセの提言で、主としてプロイセンの制度をモデルとして法案の作成にあたった。

こうして、明治二十年十一月成案を得て元老院で審議の後、明治



山県有朋

二十一年四月十七日、憲法発布前に「市・町村制」が公布され翌年四月から施行された。この町村制が施行する前、明治十七年に、新たに奈古谷村から分離した畑毛村を組み入れ、「仁田村外十四か村」となり、明治二十二年町村制が施行される際に、駿東郡日守村を一區として加え、さらに君沢郡山中新田の属里であつた馬坂を桑原村に合併させ、「函南村」を発足させた。

町村制は、町村を、住民を構成員とする法人格をもつた公共団体とし、この団体の主たる目的は、その「公共事務」を処理することであり、主な機関として議決機関（町村会）と執行機関（町村長）を設けた。この団体の構成員は、これを住民と公民とに分け、公民だけが町村政に参加する権利を有するものとし、公民の資格は、

- ① 二五歳以上で公権を有し、一戸を構える男子。
 - ② 二年以上町村の住民であり、その町村の負担を分任する。
 - ③ 町村内において地租を納め、もしくは、直接国税二円以上を納める者であること。
- とされた。

議決機関としての村会の議決事項は、村の事務一般に及び、その主なものは、条例および規則の制定改廃、村費で支弁すべき事業に関する事項、歳入歳出予算・決算等である。議員の選挙権は「公民」のみが有し、選挙は村税の納税額によって選挙人を類別する等級制が採用され、市では三級制、町村は二級制であつた。この等級選挙制は、大正十四年の衆議院選挙につづいて、翌十五年地方選挙の普通選挙制が実施されるまで続いた。

町村の執行機関は、町村長を町村会で選挙し、府県知事の認可を受けることとされた。この認可制も大正十五年の改正で廃止された。

町村制の施行された初代の村長と村会議員は次のとおりである（その後の村長・村会議員については別稿参照）。

村長 明治二十二年五月四日村会選挙 住所 塚本 小川宗右衛門
 村会議員 明治二十二年四月十九日選挙

| | | | | | | | | | |
|---------|--------|---------|---------|----------|-------|--------|---------|--------|----|
| 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 二級 | 級別 |
| 仁田 | 丹那 | 大竹 | 塚本 | 肥田 | 上沢 | 間宮 | 柏谷 | 柏谷 | 住所 |
| 仁田 大八郎 | 川口 秋平 | 田中 鳥雄 | 小川 宗右衛門 | 小永井 治郎兵衛 | 露木 行平 | 吉田 惣祐 | 佐藤 伊右衛門 | 三田 亦三郎 | 氏名 |
| 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 一級 | 級別 |
| 日守 | 軽井沢 | 畑 | 畑毛 | 田代 | 肥田 | 平井 | 桑原 | 大土肥 | 住所 |
| 長島 善右衛門 | 大井 慧七郎 | 滝口 奥右衛門 | 高橋 綱治郎 | 鈴木 小三郎 | 平井 甚平 | 岩崎 勝次郎 | 森 辨次郎 | 渡辺 宗四郎 | 氏名 |

府県会規則当時の 府県会規則の公布された当時は、県会議員の定数については、「単二毎郡
 県会議員の選挙 区二五人以下ヲ選フヘシ」とあるに過ぎず、ここにおいて政府は、太政官布達をもって「議

員ノ員数ハ郡区ノ大小ニ應シ均一ナラサルヘキニ就キ初度ノ選挙ニ於テハ地方官ノ見ル所ヲ以テ各郡区ノ多寡ヲ
 定メ更ニ議會ノ議ニ付シ其第二度選(即チ初年度ノ選挙ヨリ第三年)ヨリハ議會ノ議決スルトコロノ員数ニ従フヘシ
 とされていた。これに基づき、静岡県においては、各郡の戸数五、〇〇〇戸毎に一人を選び、端数は、四捨五入

し、五、〇〇〇戸に満たない郡においても一人は必ず出すこととし、議員数が次のとおり定められた。

| | | | | | | | | |
|-----|---------|-----|-----|--------|-----|-----|---------|-----|
| 郡名 | 戸数 | 議員数 | 郡名 | 戸数 | 議員数 | 郡名 | 戸数 | 議員数 |
| 賀茂郡 | 一四、〇三八戸 | 三人 | 安倍郡 | 八、五〇三戸 | 二人 | 豊田郡 | 一二、八一二戸 | 三人 |
| 那賀郡 | 二、二一九 | 一 | 志太郡 | 一五、六一六 | 三 | 敷知郡 | 一六、七八八 | 四 |
| 田方郡 | 四、三八五 | 一 | 益津郡 | 四、〇三九 | 一 | 山名郡 | 五、七三九 | 一 |
| 君沢郡 | 六、四二六 | 一 | 佐野郡 | 六、四一四 | 一 | 引佐郡 | 六、一六四 | 一 |
| 駿東郡 | 一二、五〇〇 | 三 | 榛原郡 | 一一、八三四 | 二 | 長上郡 | 八、四〇二 | 一 |
| 富士郡 | 一一、八〇三 | 二 | 周智郡 | 六、六三四 | 一 | 龜玉郡 | 七〇〇 | 一 |
| 庵原郡 | 八、五九四 | 二 | 城東郡 | 一一、四四〇 | 二 | 浜名郡 | 六八四 | 一 |
| 有渡郡 | 一二、六四九 | 三 | 磐田郡 | 一、三七七 | 一 | 計 | | 四二 |

明治十二年三月、府県令規則に基づいて初めての県会議員の選挙を告示したが、候補者の名乗りをあげる者は一人もなく、現在とは全く相違した選挙であったが、ようやくにして選挙の結果、田方郡定員一名に小川宗助(塚本)が当選した。はじめての県会は、府県令規則により明治十二年五月十日に開かれた。なお、県会議員の選挙権者は、満二〇歳以上の男子で、その郡区内に本籍があり、地租五円(おおよそ玄米一石ないし六斗の値に相当)以上を納める者で、被選挙資格は、満二五歳以上の男子で、県内に本籍があるもので三年以上の居住と地租十円以上を納める者に限られた。したがって、当時被選挙権・選挙権をもつことの出来るのは、田畑を相当程度所有する地主に限られていた。そうした地主、豪農商層が県の新統治体系に組み込まれ、こうした選挙制度は、府県制が施

行されるまで続いた。

静岡県議会議員

静岡県議會議員選挙は、明治十二年三月第一回選挙が行なわれ、明治三十年四月まで、函南町から次の者が当選した。

| 選挙区・定員 | 氏名 | 住所 | 在任期間 |
|--------|-------|----|------------------------------------|
| 田方郡 一人 | 小川 宗助 | 塚本 | 明治十二年 四月～十三年 六月 |
| | 田中 鳥雄 | 大竹 | 明治十三年 九月～十九年 三月 明治二十年十一月～二十五年二月 |

帝国議会

明治十年代初頭から、自由民権・国会開設の声が全国的に盛んになり、特に明治十三年三月大阪における愛国社大会で約十万の国会開設請願署名をもった代表が集まり、国会開設同盟を結成して請願運動が開始された。

伊豆でも「小川宗助」らが熱心に運動し、国会開設の建白書を元老院に提出している。これら自由民権運動論者たちは、政府の強い弾圧にあいながらも根強く運動を進め、北海道の国有財産払い下げ事件が全国の世論を沸騰させているなかで、明治十四年十月十二日政府に来る明治二十三年に国会を開設させることを約束させた。

これに伴って政府は、憲法制定の準備を進め、ドイツ憲法を参考にして、明治二十二年二月十一日大日本帝国憲法を發布、明治二十三年はじめての



県会議員・小永井治郎兵衛

総選挙によって第一回帝国議会を開いた。

帝国議会は、貴族院と衆議院の二院からなり、貴族院は華族の代表と天皇から任命された者で構成された。衆議院は、国民から選挙によって選出された議員によって構成され、第一回衆議院議員選挙は、明治二十三年七月一日に挙行された。翌年の十二月二十日解散、明治二十五年二月二十五日、第二回目の総選挙が行なわれ、静岡県第七区（賀茂郡・那賀郡・君沢郡・田方郡・駿東郡）より立候補した田中鳥雄（自）が当選した。衆議院議員の選挙権者は、満二五歳以上の男子で、直接国税十円以上を納める者に限られている制限選挙であった。

函南町から衆議院議員に当選した者は、次のとおりである。

| 選 挙 区 | 氏 名 | 住 所 | 在 任 期 間 |
|------------------------------------|-----------|-----|------------------------------------|
| 静岡県第七区 (駿東郡・君沢郡・田方郡 賀茂郡・那賀郡) | 田 中 鳥 雄 | 大 竹 | 明治二十五年二月～二十七年二月 明治二十七年九月～三十一年二月 |
| 静岡県第二区 (沼津市・賀茂郡・田方郡 駿東郡・富士郡) | 仁 田 大 八 郎 | 仁 田 | 昭和七年二月～十一年二月 |

府県制の制定

府県制は、明治二十三年五月十七日法律第三九号をもって制定されたが、この法律は、全国一斉に施行されたのではなく、郡制を施行した府県に府県知事の具申によって施行されることになつた。

静岡県は、明治三十年四月一日から施行された。県と郡は、これまで国の官吏である知事および郡長のおよび郡長があてられた。府県は、その後の法律改正により市町村と同じように明文で法人格を付与され、自治体的外形を備えたが、依然として執行機関の長の地位は、国の官吏である知事があたり、地方公選議員による議

会は、議決事項については、法律で制限列挙され、その機能は限られたものであった。しかも議会に対する執行機関は優位が認められていたので自治体としての色彩は薄いものであった。県には議決機関として県会、副議決機関として県参事会がおかれた。県会議員の選挙は複選制(間接選挙制)で、県内の郡および市が議員を選挙することになっていた。これは郡では郡会と郡参事会が、市では、市会と市参事会が合同して県会議員を選ぶものである。被選挙資格は、県内の公民で直接国税十円以上の納入者であった。県参事会は、県知事・高等官二名および名譽職参事会員から構成されていた。なお当時は、この複選挙制度は時勢に逆行するものとして評判が悪く、明治三十二年には府県制の全面改正が行なわれ、直接選挙制に改められた。

県会議員の定数については、明治二十四年六月十日、勅令第五九号による府県会議員定数規則によつて、人口が、七〇万まで三〇人、七〇万以上百万までは五万を加えることに一人増、百万以上は七万を加えることに一人増とされていた。当時の本県の人口は一二〇万余であったので議員定数は、三八人であった。また、県会議員選挙の期日については、従来知事がその行なわれる月を定め、郡長が投票日を定めていた結果、郡により月の初め、あるいは月末と投票日にか月近い差を生ずる不統一があつたのを改め、府県制第七条においては、知事の告示によつてこれを行うこととして、県下同一の日に一斉に行なわれることになった。

府県制下の第一 回県会議員選挙

明治三十年四月二十日、府県制による第一回県会議員選挙が行なわれた。県会議員選挙の結果による県会の各党派別勢力分野は、富士郡を中心に駿東・田方・賀茂の各郡に自由党が優

勢であつたが、富士川以西は進歩党がその大勢を制したので、複選制による第一回県会議員選挙は、進歩党の大勝という結果であつた。明治三十二年三月十六日、法律第六四号で府県制の全文が改正され、同年七月一日から施行されることになり、この改正の理由は「府県制は、立憲政治実施に切迫し施行されたため、その間競争浸

潤し且つ欠点多く、これを整備するものである。」ということであり、複選制の廃止、選挙の資格、効力等の明示、府県税、府県吏員、会計規則の整備等を改正の要点にあげている。

評判の悪かった複選制を廃止し、直接選挙制に改め、新制度による選挙人は、県内の市町村公民で市町村会議員の選挙権を有し、かつ、その県内において一年以来直接国税年額三円以上を納める者が県会議員の選挙権を有するものとされた。また、県会議員の数及び被選挙資格は従来どおりとされるが、その中で県会議員の数は勅令で定められていたのを、府県制の中に規定されたことと、従来二年ごとに半数が改選されていたのを、任期(四年)ごとに一齐に改選を行なうことになったことと、そのほか、県の名譽職参事会員の数を四人から六人とし、県の費用を町村に分賦できることとされた。

明治三十八年当時の議員配当数とその基準となつた人口は、次のとおりである。

| 選挙区 | 人 口 | 議員配当数 | 選挙区 | 人 口 | 議員配当数 |
|-----|---------|-------|-----|---------|-------|
| 賀茂郡 | 六九、七〇六 | 二人 | 志大郡 | 一二五、五九七 | 四人 |
| 田方郡 | 一一二、〇四二 | 四人 | 榛原郡 | 七九、八七六 | 三人 |
| 駿東郡 | 一〇三、九三八 | 三人 | 小笠郡 | 一〇七、四四〇 | 三人 |
| 富士郡 | 九二、六一四 | 三人 | 周智郡 | 四六、三八七 | 一人 |
| 庵原郡 | 六九、九三四 | 二人 | 磐田郡 | 一二一、五九八 | 四人 |
| 安倍郡 | 一〇二、九七二 | 三人 | 浜名郡 | 一六七、〇八二 | 五人 |
| 静岡市 | 四六、四二六 | 二人 | 引佐郡 | 四五、二六四 | 一人 |



小柳津五郎

明治三十年府県制による第一回県会議員選挙より昭和五十八年四月まで、函南町から次の者が当選した。

| 選挙区・定数 | 氏名 | 住所 | 在任期間 |
|--------------|---------|----|--------------------------------------|
| 田方郡 三人～四人 | 小永井治郎兵衛 | 肥田 | 明治三十一年十一月～三十一年十二月 明治三十二年三月～三十二年七月 |
| | 小柳津五郎 | 平井 | 明治三十二年九月～三十六年九月 |
| | 三田正美 | 柏谷 | 大正八年九月～十二年九月 |
| | 広田傳一 | 塚本 | 昭和二年十月～九年四月 |
| | 渡辺春太郎 | 平井 | 昭和三十八年四月～四十二年四月 昭和四十六年四月～五十八年四月 |

郡制の発布

郡制は、明治二十三年五月十七日法律第三六号をもって発布され、静岡県においては、明治二十九年九月一日より施行され、従来の郡の併合を行ない、伊豆は賀茂・田方の二郡、駿河に駿東・富士・庵原・安倍・志太の五郡、遠江に榛原・周智・小笠・磐田・浜名・引佐の六郡となし、二三郡を廃して、一三郡に改められた。郡制では、府県と同じように郡に郡会と郡参事会とがあるが、府県と違って、郡会議員は郡内町村会で選挙した議員と、大地主(郡内の所有地の地価総計一万元以上)が互選した議員との二種類があった。大地主議員は町村会が選挙する議員定数の外その三分の一を互選することとし、もし大地主の数が議員定数の三分の一に満たないときは、選挙によらないで議員となった。郡参事会は、郡長と名譽職参事会員四名から構成されている。

この大地主の選挙制度と、郡長、郡会議長制に対して郡制発布と同時に猛烈な反対があり、大地主制に階級嫉

視の端を発して自治を攪乱するとの非難の多かつた郡制は、明治三十二年府県制と共に全部改正をみるに至った。新法が旧法と異なるところは、議員を総て直接選挙とすることにし、大地主制を廃したが、郡制については、最初から、わが国の実情に適さず金ばかり費やしてほとんど仕事をしないから明治三十八年第二帝國議會に早くも議員提出による郡制廃止法案が出されたが、特別委員会で審議未了となつた。翌年第二二議會に西園寺内閣が郡制廃止法案を提出すると同時に議員からも同じ法案が提出され衆議院を通過したが、貴族院に送付されたまままで終わり、政府は翌年第二三議會にも同一法案を提出、しかしこれも衆議院を通過し、貴族院本會議で否決された。越えて大正三年第三一議會に議員から前の政府案と同一の法案が提出されたが、これもまた、貴族院で否決された。大正十年第四四議會において原内閣は郡制廃止に関する法律案を提出したところ、短時日の間に両院を通過し、大正十二年四月一日から郡制は完全にその姿を消した。その廃止の理由は、

① 郡自治に見るべきものがなく、事業費総額五千元に満たぬ郡が一二七に上り、大町村に及ばぬこと極めて遠いものがある。

② 郡は、府県と町村との中間機関として新たに設けられたものであるから、住民の自治意識も弱く、かつ上下に挟まれて十分の発達を遂げることができなかった。

③ 郡制を廃止することにより郡費分賦が消滅する結果、町村財政に一段と伸縮力を加え、町村の活動力を増すことができる。

この郡制の廃止により自治体の性格を失い、単なる行政区画となり、さらに大正十五年郡役所も廃止され、郡は行政区画ですらなくなり、単に地理的名称と化した。

郡制施行より廃止するまでの函南町より選出された郡会議員は、次のとおり。

| 氏名 | 住所 | 在任期間 |
|---------|----|--|
| 小永井治郎兵衛 | 肥田 | 明治二十九年九月三十日～三十二年七月一日 |
| 仁田大八郎 | 仁田 | 明治二十九年十月七日～三十二年七月一日 明治三十二年九月三十日～三十五年五月十九日 |
| 長島善右衛門 | 日守 | 明治三十二年九月三十日～三十六年九月二十九日 |
| 広田傳兵衛 | 塚本 | 明治三十五年八月五日～三十六年九月二十九日 |
| 柿島久太郎 | 日守 | 明治三十六年九月三十日～四十年九月二十九日 |
| 石和寅之助 | 肥田 | 明治三十六年九月三十日～三十七年三月二十三日 |
| 近藤勉作 | 丹那 | 明治三十七年五月十四日～四十年九月二十九日 明治四十年九月三十日～四十四年九月二十九日 |
| 佐藤相三 | 柏谷 | 明治四十年九月三十日～四十四年九月二十九日 |
| 泉文成 | 平井 | 明治四十四年九月三十日～大正四年九月二十九日 |
| 神尾好治郎 | 丹那 | 明治四十四年九月三十日～大正四年九月二十九日 |
| 平井勉三 | 肥田 | 大正四年九月三十日～大正八年九月二十九日 |
| 三田正美 | 柏谷 | 大正四年九月三十日～大正八年九月二十九日 |
| 森六郎 | 桑原 | 大正八年十月三十日～大正十二年三月三十一日 |
| 吉田俊三郎 | 間宮 | 大正八年十月三十日～大正十二年三月三十一日 |

なお当時郡会議長・副議長となつた者は次のとおりである。

| 郡 会 議 長 | 在 任 期 間 |
|------------------------|---|
| 長 島 善 右 衛 門 | 明治三十五年三月二十二日～三十六年九月二十九日 |
| 郡 会 副 議 長 | |
| 柿 島 久 太 郎 吉 田 俊 三 郎 | 明治三十六年十月二十六日～四十年九月二十九日 大正十一年一月二十四日～十一年九月十日 |

肥田地籍の新田が独立

明治四十三年四月二十九日村会の決議により、大字肥田の地内より、字新宿の全部及び東居沼・宿後の一部を区画して当該地の住民を大字肥田のうち「新田」と称して新たに区を設置することになった。当時の肥田および日守の間で、申合書がとり交されていた。なお明治二十二年の町村制実施の際には、肥田住民に編入せられていたが、住民は、過去において駿東郡日守村に原籍を有していた関係上、大字肥田地籍内に居住するといつても自然相互の間に円滑を欠き、しかも明治二十九年以来行政上の事務は、村当事者において直轄してきていた。

申 合 書

函南村大字日守ノ住民ヲ甲トシ、函南村肥田ノ内通称新田住民乙トノ間ニ左ノ申合ヲナス

一、新田住民トハ函南村大字肥田小字新宿八四番ノ一外二一八筆（別紙添付新田地区宅筆限）ノ地区内ニ住所及

ビ居所ヲ有スルモノヲ云フ

二、乙ガ今回肥田(新田ヲ除キタル住民)ト分立シテ一部落ヲ組成スルニ就テハ部落専有財産ノ必要アルニ付キ新田住民ハ往時日守ヨリ移住シタル關係アルニ依リ金參百円ヲ甲ヨリ乙ニ出金シテ基本財産ノ一部ニ充ツルコトヲ約諾ス

三、前条ノ金參百円ハ申合成立ノ時ヨリ滿五ケ年ヲ限り年々六拾円ヲ乙ニ支拂フモノトス

四、乙ハ甲部落有財産(動産・不動産)ニ対シテハ今後總テ權利義務ノ關係一切無之ハ勿論甲ガ乙ニ対シテモ亦同様ノ關係ニアルモノトス

五、此申合ハ函南村会ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

明治四十三年三月二十五日

日守区總代

柿島久太郎

肥田ノ内新田總代

柿島森次郎

長島餘一

桜井萬作

成川政吉

西島鶴吉

山田泰次郎

参加人 中郷村大場

大村和吉郎

柿島弥太郎

菲山村原木

堀江栄太郎

函南村仁田

仁田大八郎 外 六人

申 合 書

函南村大字肥田ノ内通称新田ト称スル地区内ノ住民ヲ一部落ト認メ之ヲ乙トシ肥田ノ内新田ヲ除キタル住民

ヲ甲トシ左ノ申合ヲ作ル

一、新田ト称スルハ函南村大字肥田小字新宿八四番ノ一外一八筆ノ地区内ヲ言フ

二、乙ガ今後独立セル一部落トシテ其部落専有ニ属スル財産及ビ營造物ニ対シテ何等ノ権利義務ノ關係ナキハ勿論甲モ乙ニ対シテ同様ノ關係ニアルモノトス

三、将来法令ノ規定ガ甲乙ヲ分離シテ一村若シクハ一大字タル事ヲ許ス場合ニハ甲又ハ乙ニ於テ之ガ手續ヲ爲スモ異議ヲ申立サル事ヲ約ス

四、肥田内ニテ乙ガ独立シテ一部落ヲ形成スルニ付テハ甲ガ乙ノ凶荒予備金分金百拾六円八拾五錢ヲ乙ノ獨立資金トシテ出金シ甲乙別途ノ經濟トスルコトヲ約ス

五、従来大字肥田ノ共用スル權利(用水及悪水)ニ付テハ甲ハ乙ニ対シ第一条ノ地区内小字新宿百三拾三番・百三拾四番・百三拾五番ノ壹・百三拾六番ノ壹ノ四筆及ビ東居沼二十四番ノ一ノ一・二十四番ノ二・二十四番ノ三・二十七番ノ一ノ一・二十七番ノ二ノ一・二十七番ノ二ノ二六筆ニ灌溉スル權利及ビ家事用ニ供スル權利ヲ認ムルモ用水路、悪水路及ビ之ニ沿フ堤防土手敷畦畔ハ甲ニ於テ完全ナル權利ヲ留保シ乙ノ容喙ヲ許ササルモノトス

六、甲及ビ乙ノ地区内ノ協議費ハ各別ニ定ムルモノトス甲及ビ甲以外ノ者ガ乙ノ地区内ニ所有スル土地ニ課スル協議費ハ甲ノ協議費協定率以上ニ上ルコトヲ得ス 但シ将来所有權移転シタル場合ハコノ限りニアラズ

七、今後新田ニ移住シ又ハ増殖シタル住民モ此ノ申合ニ則ルモノトス

此ノ申合ハ函南村会ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

明治四十三年三月二十五日

肥田区総代

石和寅之助

肥田ノ内新田総代

柿島森次郎

小永井誠作

桜井萬作

平井勉三

西島鶴吉

志良以喜太郎

参加人 中郷村大場

大村和吉郎

石和牧五郎

葦山村原木

堀江栄太郎

函南村仁田

仁田大八郎 外 六人

(日守と新田との諸費用負担及び肥田と新田の住民対立等の事情については、上巻の「函南村の成立」参照。)

(三) 大正時代の自治と一部組合制度

狩野川治水組合

郡制廃止に近い頃と郡制廃止に伴い一部事務組合の設立が多くなった。その一に、大正九年十月十九日に狩野川治水に関する事務を共同処理しようとするため、葦山村外六ヶ村狩野川

治水組合設立の議案が村会に提出され、同日議決された。この組合の目的は、狩野川における突堤の整理、沿岸の竹木の刈掃、土砂の排除をすることであり、組織は、葦山村・函南村・中郷村・江間村・川西村・田中村及び駿東郡大平村で組織された。次いで大正十二年三月、組織・目的が改正された。改正後の目的は、狩野川の水害除去に関する事務を共同処理するためであり、組織も駿東郡清水村・大岡村・楊原村・沼津町の一町三村を加えて、狩野川治水組合となった。この間市制施行等により、名称が、いくたびか改称されてきたが、昭和五年三月

三十一日まで続いた。この間、大正十四年一市九ヶ村狩野川治水組合当時の規約に、次のような規定がなされていたので、すでに当時から狩野川放水路も論議されていたことがわかる。

第十二条 本組合ハ江間村地内ニ新川ヲ開削セラル、トキハ左ノ区分ニヨリ補償スルモノトス

一、新川用地トシテ買取セラルヘキ土地ニ対シテハ一反歩当金參百円ヲ其ノ土地所有者ニ交付スルモノトス

前項新川用地ニシテ田又ハ畑ナル場合ハ前項金額以外ニ一反歩当金參百円ヲ増加交付スルモノトス

二、新川開削ノ為家屋移転ヲ要スル場合ハ其ノ筋ヨリ交付セラル、家屋移転料ノ五割ニ相当スル金額ヲ其ノ移転家屋所有者ニ交付スルモノトス

三、新川開削ニ伴ヒ新設セラレタル道路、橋梁又ハ用悪水路ノ維持修繕費ハ国又ハ他ノ公共団体ニ於テ負担スルモノヲ除ク外ハ本組合ニ於テ之ヲ負担スルモノトス

四、新川開削ニ因テ生スル江間村財源補填基金其ノ他費用ニ充当スル為江間村ニ対シ金五万円ヲ交付スルモノトス

前項ニ定メタル事項ハ其ノ筋ヨリ新川用地買取代金又ハ家屋移転料ヲ交付セラル、際之ヲ履行スルモノトス

村道組合の設立

郡制の廃止により、いままで郡道であつた主要道路を組合道路として維持すべく、畑毛大場停車場線に関する事務を共同処理するため、函南村と中郷村の二か村道路組合が、同じく沼

津・原木線に関する事務を共同処理するため、駿東郡清水村・大平村、田方郡函南村・韭山村の道路組合が、大

正十二年八月設立されたが、いずれも昭和二年三月に解散された。

普通選挙制度

大正十五年五月五日、法律第四七号をもって衆議院議員選挙法の全文改正が行なわれ、国民待望の普通選挙制度の実現を見ることがとなった。加藤高明首相は、第五〇回帝国議会における、一月二十二日施政方針演説で普選の断行、行政整理、綱紀の肅正及び貴族院の制度改革の四大政綱を言明した。この衆議院議員選挙法は、紆余曲折の後、三月二十九日成立したが、これに関連して社会運動の激化に備えるものとして枢密院の要請による治安維持法の制度が行なわれた。この普選法の成立により、明治憲法とともに生まれた選挙法の一定額以上の国税納付を選挙権取得の資格としてきた制限選挙制の枠が取り除かれ、二五歳以上の男子は衆議院議員の選挙権を、三〇歳以上の男子はその被選挙権をもつこととなった。次いで府県制・市制・町村制の改正によって、地方議会議員選挙でも普通選挙制度が施行されることになった。

衆議院議員選挙法の主な改正点は次のとおりであった。

- (1) 選挙区は、いわゆる中選挙区制が採用され、一選挙区から選挙する議員の数は、三人ないし、五人とされた。これによる本県の選挙区及び定員は次のとおりであった。

| | 選 挙 区 | 定 員 |
|-----|-----------------------------|-----|
| 第一区 | 静岡市・清水市・庵原郡・安倍郡・志太郡・榛原郡・小笠郡 | 五人 |
| 第二区 | 沼津市 賀茂郡・田方郡・駿東郡・富士郡 | 四 |
| 第三区 | 浜松市 周智郡・磐田郡・浜名郡・引佐郡 | 四 |

- (2) 選挙権及び被選挙権の納税要件が撤廃され、これが、いわゆる普選の実施であり、これによって当時全国で

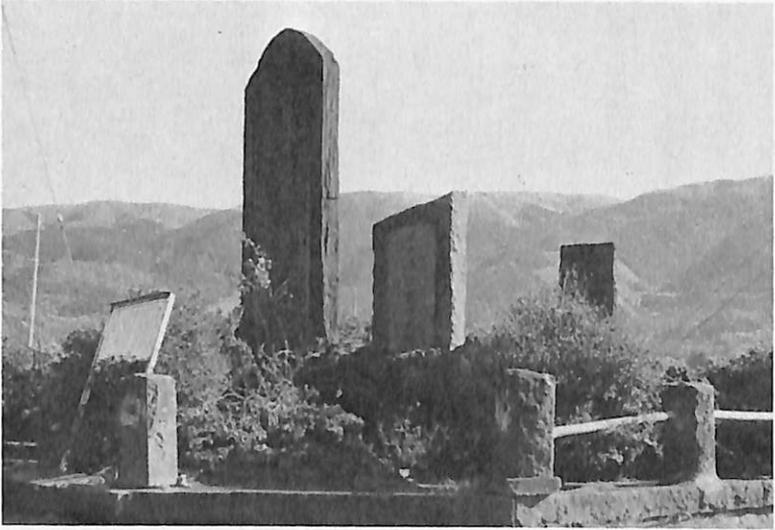
三三〇万人であった有権者が一躍四倍近い一、二五〇万人に増加したとされている。函南村においても、四一人の有権者が一躍二、一〇〇人と五倍となっている。その他議員候補者制度の採用、点字投票や不在投票制度の採用などの選挙方法や、戸別訪問禁止などの選挙運動方法の改善、選挙運動の費用の取締り及び罰則規定の整備が行なわれ、現在の選挙制度の始まりであった。

(四) 昭和初期の自治制

丹那トンネルによる渇水

丹那トンネルは、大正七年四月一日に起工以来実に一六年をかけて貫通したものであるが、トンネル掘削工事が悪地質や多量の湧水に悩まされ、大正十四年の完成予定が繰り延べられ、時には工事の放棄説も唱えられるなどの難工事となり、大正十年四月一日掘削中のトンネルの崩壊（熱海口）により一六名の犠牲者を出したのをはじめ、完成までの殉職者が六七名にも達したほどであった。また、トンネル上部に位置する丹那盆地はもともと水量豊富で山葵栽培や稲作・牧牛も盛んであり、盆地のまわりの山々からの湧水は農家の納戸の下をくぐり流れて眠りを妨げることもあったという。しかしながらトンネルの掘削とともに水枯れの状況を呈し、住民は灌漑用水や飲料水にもこと欠き、次第に渇水は広がり葦山村・中郷村・北狩野村にも及び、そのため丹那トンネル掘削の影響による灌漑に関する諸施設を為すことを目的とし、田方郡函南村外三ヶ村普通水利組合を設立し、渇水に対処した。鉄道省は昭和八年六月、一七万五、〇〇〇円を投じて貯水池や用水路を設けまた水不足の地域住民に補償の措置を講じたが、これら施設補償の配分で部落間が対立し、「水騒擾事件」の派生をみるに至った（函南町誌上巻「丹那トンネル工事と渇水問題」、「水騒擾事件」参照）。

当時函南村外三ヶ村普通水利組合の渇水対策をみると次のように記されている。組合の設立は、昭和八年七月



左・湯水記念碑 中央・川口秋助翁碑 右・井出彦四郎翁碑 徳頌農酪

七日で組合会議員選挙が同年七月二十日実施され、議員四名が選出され、初代の組合管理者は、静岡県属・柏木八郎左衛門が当たった。昭和八年八月八日に鉄道省より見舞金一七万五、〇〇〇円が交付され十二月十五日に丹那隧道湯水による地目変換に対する見舞金三万五、四八一円九四銭が配分され、続いて十二月十八日には、昭和八年度見舞金として、減収被害見舞金六万八四円六四銭、牛乳腐敗見舞金四一一円、灌漑応急施設費見舞金一、四六三元、灌漑揚水費並水路修繕費見舞金五、四九八円が配分された。そのほか、灌漑事業費五〇万二、六六〇円が、丹那・畑・田代・柿沢川筋の耕地救済事業費として、水道補助事業費一〇万一二五円が丹那・畑・畑毛・桑原・上沢・田代・軽井沢・赤玉・平井・大竹各簡易水道工事補助として交付された。これらの補償について、組合の構成区である大土肥・間宮・塚本が補償の対象から除外されていた。これらの補償の内容については、昭和八年七月二十八日に組合会議会

が開会され、議案に見舞金受領並びに処分に関するものと、組合歳入歳出予算に分配金の明細があったことから組合会終了後、湯水地及び八ツ溝用水部落代表が組合常設委員と折衝し、八月十八日以降連日深夜に及ぶ協議を

重ねたが解決できず、十月二十六日に至り田中村長、室住田方郡町村会長、川西・江間・錦田各村長と中狩野村鈴木信一氏に調停を依頼した。十一月に入り連日濁水地区及び八ツ溝用水代表と調停者側と交渉が行なわれ、その結果十一月二十五日に裁定がなされた。十二月二十九日に室住田方郡町村会長、内田葦山村長外調停者が濁水地及び八ツ溝堰代表者に裁定番の通り解決方を懇請した結果、関係者承諾し円満解決したが、不幸にも昭和九年七月二十二日夜半紛擾事件が発生した。

裁 定 書

委任ニ依ル件左ノ通り裁定ス

一、県知事ハ調停者ニ対シ、八ツ溝用水ガ将来丹那隧道穿鑿ニ依リ濁水シタル場合、十分善処スルコトヲ辞セストノ言明ヲ得タリ

二、今回事件ノ費用トシテ、金壹阡五百円宛ヲ八ツ溝用水側及濁水地側ニ交付スルコト。

三、八ツ溝用水部落、平井西耕地、冷川筋及被害十五部落中ノ被害民ニアラザル組合員ニシテ、組合設立ヲ助成シタル者アリト認ムモノニ交付スル為、備荒資金ノ名ニ於テ組合内ニ金壹萬貳阡円ヲ積立ツルコト。但シ交付ノ時期及方法ハ、組合会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ムベキコト

以 上

昭和八年十一月二十五日

調 停 者

田中村長

室住正和

| | |
|------|-------|
| 錦田村長 | 沼上繁太郎 |
| 中郷村長 | 栗原賢雄 |
| 菲山村長 | 内田英雄 |
| 江間村長 | 師岡素重 |
| 川西村長 | 萩原民治 |
| 中狩野村 | 鈴木信一 |

なお、当時畑毛・平井より鉄道省へ左記のような陳情書（原文）が出されており、昭和十一年六月には、函南村外三ヶ村普通水利組合において、丹那・畑両区における飲料水及び田代区における森下用水について将来欠乏を告げるに至った場合の救済についての要請を受理し決議している。

畑毛耕地整理組合よりの陳情書（原文）

陳情書

熱海線隧道工事ノ影響ニヨリ、当区田地灌漑用水ニ大支障ヲ来シ、当区民一同ノ困難セル状況ハ、大正十三年以降屢々陳情請願ニ及ビタルモ、其ノ意ヲ得テ無據県当局ニ逼リ耕地整理方法ニ依リ新水路ヲ設ケ候処、莫大ノ経費ヲ要シ其ノ負担ニ苦シミ居リ候間、何卒実地御調査ノ上、国費ヲ以テ可然経費補給ノ道ヲ講ゼラル、様御賢慮ヲ仰ギ度理由書及経費ノ調書並ニ付函相添へ、此度悃願ニ及ビ候也。

昭和三年五月

畑毛耕地整理組合

鐵道大臣 小川平吉殿

組合長 高橋頭治

理 由 書

從來右当区灌漑用水ハ全県全郡函南村平井地籍内ニ於テ谷下山溪流ニ因リ上流ヲ堰ギ之レヲ十数町ノ山腹ヲ導キテ田地約三十二町歩ニ灌漑シ来リシモ熱海線丹那隧道工事ノ進捗ニ因リ地中ノ水脈ヲ裁断セルヲ以テ大正十三年秋季ヨリ谷下溪流モ徐々ニ減水シ来リ大正十四年ニ至リテハ甚ダ數減水ヲ見村内ニアル同流分水使用ノ水路ハ一時ハ全ク涸渴シタリ弊区祖先傳來ノ重宝タリシ常用水非非常消防用及灌漑ハ勿論其ノ用ヲナサザルニ至リ無據ク県当局ニ逼リ耕地整理課ノ承認ヲ得技術員ノ派遣ヲ願ヒ測量ノ結果当区西ニ向ヘル柿沢川揚水機ヲ据付ケ電動力ヲ用ヒ水揚ヲナシ鉄筋管ヲ埋設シテ東方ニ逆流セシメ水路ヲ作り尚發動機ヲ使用シ早魃ノ難ヲ免ルルヲ得タリ乍而之レガ為メニ新水路敷地及機械購入費諸工費其他總計金貳萬八千四百四十四圓十三錢ヲ費シ尚今後毎年經費尅阡五百圓ヲ要スルコトナレリ、是レヲ田地三拾二町歩ニ賦課スルトキハ負担尠少ナラズ況ンヤ近時農村ノ疲弊其ノ極ニ達シ流汗力行之レニ務ムルモ過去三・四年來受ケタル部落ノ經濟的障害ト窮乏セル現状トニ於テハ糊口ノ苦ミ納税ニ悩ミ実ニ生計ノ不安定最モ甚シキ其ノ状御觀察セラレ度候 現在國家事業ノ影響ニ依テ永久ニ当区民ノ損害ニ属シ申ス可クト被存候間鐵道省当局ニ於テモ充分御調査御詮議ノ上相當ノ方法ヲ以テ何卒民間ノ究情御憐察被成下此段奉懇願候也。

平井区长よりの陳情書

陳 情 書

謹而鉄道省熱海線建設事務所長机下ニ奉願ス

願ハ大正ノ始メ起工セラレタル丹那山隧道ハ幾多星霜ヲ閲シ其ノ掘穿意外ノ難工事タリシ事ハ朝野ノ視聽ヲ聳ユル所ナルノミナラズ最近其影響ヲ受ケテ從來該地灌漑用水ハ当区谷下山溪流ニ依リ田地屯町貳反二十二歩ヲ灌漑シ来リシモ熱海線丹那隧道工事ノ進捗ニ因リ地中ノ水脈ヲ截断セラレタル為カ大正十三年秋季ヨリ谷下山溪流モ徐々ニ減水シ来リ大正十四年ニ至リテハ甚シク減水ヲ見為ニ別紙ノ通り田地屯町二反二十二歩ノ内止ムナク四反屯畝十六歩ヲ畑地ニ交換シ土地所有者及ビ小作者ノ苦衷一方ナラズ尚永年水車業ヲ營ミ居リシモ遂ニ之レヲ廃業スルノ止ムナキニ至ラシムルノ窮状ヲ充分御調査御詮議ノ上相当ノ方法ヲ以テ何卒所有者並ニ小作者ノ窮状御憐察被下度此段奉懇願候也

昭和三年五月二十一日

函南村平井区長 岩崎 作藏

渴水善後措置ニ関シ要請書

曩ニ鉄道省ハ丹那隧道掘鑿ニ因リ付近一帶ニ渴水ヲ来タシ就中丹那地方ニ於ケル渴水ハ殊ニ甚シク其ノ故ヲ以テ特ニ施設シタル飲料水源ノ水量モ施設當時ニ比スレバ漸次減水シツツアル実状ニシテ将来尚此ノ傾向ヲ以テ推移セバ如何ナル結果ヲ招来スルヤモ測リ難ク丹那及畑両区ノ住民ハ飲料水ニ対シ常ニ不安ヲ感ジ居レリ又田代ニ在リテハ渴水ノ為地目変換ヲ為シタル以外現在水田ノ大部分ヲ占ムル約二十町歩ニ対スル灌漑用水ノ水源ハ之ヲ森下湧水ニ求メ居レルモ該森下水源地ハ或ル都合ノ田面ヨリ低地ニ在ル為自然流下ニテハ全面積ニ灌漑シ得サルヲ以テ其ノ水源ニ特別ノ設備ヲ施シテ水位ヲ高メ以テ漸ク全田面ニ灌漑シ得ルノ実状ニアリ故ニ将来

該水源ノ減水ヲ来タスカ如キ場合ハ直チニ灌溉不能ノ悲境ヲ見ルニ至ルノ不安アリ依テ是等飲料水又ハ灌溉用水ノ将来欠乏ヲ来タシタル場合ハ函南村ニ於テハ遲滞ナク鉄道省其ノ他關係当局ニ対シ之カ救済方ヲ極力御取運相成度本組合ノ決議ヲ以テ此段豫メ要請候也

昭和十一年六月二十七日

函南村外三ヶ村普通水利組合

管理者 函南村長臨時代理者 鈴木宗覺

なお、当時の函南村外三ヶ村普通水利組合常設委員は次の一三名であつた。

仁田大八郎・三田文作・高橋 顕治・川口次郎・片野仲次郎
斎藤長吉・森 六郎・吉田俊三郎・廣田傳一・栗原賢雄
内田英雄・諏訪亀吉・飯田充雄

昭和三年の役場庁舎改築

役場庁舎は、明治五年の建築物であり、明治二十三年移転再建築したままであつたので、庁舎の新築問題が起こると、現在の庁舎改築のさいも位置の変更について強い反対陳情があつたように、当時も位置について移転改築あるいは現在地改築等の陳情がなされた。昭和三年三月六日、仁田外四地区からの移転改築陳情の要旨は、次のようなものであつた。

地方自治団たる町村の發達は、産業の發展によらなければならず、その産業の發展は交通の至便と自治の庁

所たる役場の位置にまたざるを得ない。その役場の位置は、村内は勿論なれども対外的にもまた、これを考慮しないわけにはいかず、このためには現在の位置は、その交通網の要点たる停車場に遠隔の感があるので、村内唯一の停車場なる仁田駅付近に移転するは、必ずしも一方に偏倚しておらず、また、仁田駅周辺の発展は函南村の産業の一大原因となり、また他町村その他団体に対する対外的見地より、現在地よりは重要にして至便なることは言をまたず、将来は熱海に至る県道より分岐して仁田・塚本を経て中郷村御園に至り三島より江の浦に至る臨海線に合致する道路を県道として、本村の交通の至便を得るためにおいても仁田駅付近にあることが緊要である。これら諸種の関係上、役場を仁田駅付近に移転することを切望する。

続いて同年三月八日には、八ツ溝住民より、役場の位置を仁田停車場付近に移転する計画をもって、ある方面において、この運動を起こしつつあると聞いているが、これが事実であるならば当部落民は非常に驚いており、当部落民の死活問題であると訴えてきた。

八ツ溝は五十年前は戸数僅かに十戸に過ぎなかったが、役場が八ツ溝に設置されて以来戸数が増加し、現在の三三戸になったのも現地に役場建設の賜にほかならず、殊に位置は殆ど村の四通八達の便路に当り村民が良



現在の函南庁舎（役場）



庁舎建築委員 右・石和寅之助 左・吉田俊三郎

所として現在の恵を得たるに、他へ移転せらるゝに至らば部落民は業を廃するほか途を失うのみならず、家族が離散する悲惨を生ずるに至るかもしれないが、一村の利害関係を小部落民において云々するは甚だ当を得ていないが、前述のように直ちに家業に影響を被むる部落民として黙止するに忍び難く役場の位置を現在のまゝ保持するように切望する。

というものであつた。三月二十四日には、大竹区外一一区より陳情がなされた。

仁田外四地区は役場の位置を伊豆仁田駅停車場付近に移転するよう村役場に提出されたが、一二字の了解に苦しむ所であり、過去に遡り、これを尋ねるに明治初年大小区制度の時に仁田村慶音寺に小区事務所を置き明治九年新に函南本校を仁田に創設し、その一室を事務所に充て、明治十一年本校焼失して明治十二年再築し、またその一室を事務所に充て、明治十五年畑毛村と合併し、「仁田村外十四ヶ村」の役場を二階の一室をもつてこれに充て、続いて官選戸長役場を学校の一室に置いた。町村制施行せられるや日守を合併し函南村と称し、本村中央なる現在地に役場を移転し、爾来四通八達の要路に当るをもつて村民何等の不便も感ぜざるに今回五字人民現場の位置を変更せんとして結束したるは不当、函南自治村は県下屈指の大村にもかゝらず円満なる自治体として他町村の仰

望して止まざるところなれば、一二字村民は五字村の再考を煩し以て現場の位置に改築されるよう陳情する。

というものである。そうした結果、ようやく昭和三年七月に至り、現在地に改築することが村会の議決を経て確定し、直ちに工事着手の運びとなり、庁舎建築は、総工費一万七、〇〇〇円、建坪は総坪数一八〇坪七五で、設計を建築技師西原祐作が当り、建築を松本弁作が請負人となり、昭和三年九月五日工事に着手した。役場事務は一時函南学校の新築本館の一隅に移って執務し、工事の進捗をはかり、建築委員、石和寅之助、吉田俊三郎、泉文成の三氏の督励により、同年十一月三十日竣工、十二月九日落成の式を挙げた。

農村不況と振興計画

昭和二・三年頃から第一次大戦後の世界的不況が日を追って深刻となり、特に世界的農業恐慌の影響を受けて農村負債は激増し、農産物価格の低落、特に米価と糸価の暴落のため農民に生色なく殊に蚕業の困窮は言語に絶するものがあつた。

昭和五年十一月二十六日の北伊豆地震による被害と重なり未曾有の恐慌状態が国中をおおつた。これは「世界恐慌」、「昭和恐慌」と呼ばれた。過重な農家負債は、どの村でも農民の肩に深く食い込むようにのしかつていた。恐慌のまつただ中の昭和六年五月、経済基本調査を行なつたところ、村民総体の収支において年約一万八、〇〇〇円の支出超過をしめた。このまゝにしていると今後由々しき事態を惹起するのは瞭然としているので、このさい全村民の一大緊張の下に、各般にわたつて改良を行ない窮境を打開すべく、農村計画実行委員会が設置され、次のような農村計画要綱を作成した。

第一項 農生産の増殖を計ること

一 主たる農産物の増殖(米・麦・甘藷の反当生産量の増収、養蚕品種の統一、畜牛(牛乳)・養鶏(卵)等の優良種畜、多産鶏の普及奨励)

二 その他、菜種・人蔘・午葵・大根・馬鈴薯・西瓜・各種蔬菜・果樹・花卉の栽培奨励に力を注ぐは勿論特に適地適作の方法を奨励、特殊の場合に於て促成抑制の奨励

三 農産加工品(薬工品)の増殖

四 自給肥料、自給飼料の奨励

第二項 農業経営改善に関する事項

一 労働日数の増加(現在の農業労働日数一ヶ年二二八日、月平均一九日を一ヶ年二八〇日、月平均二二日に増加する)

二 農業簿記の普及奨励

三 取引の改善上共同組織を採用すること

四 産業組合の利用増進

第三項 社会生活改善に関する事項

一 共同共栄の実を挙げるため、各種の会合並に共同作業に際し時間を励行すること

二 公德を重んじ修養につとめ衛生防火に一層留意すること

三 年首の回礼を廃し一定の場所に集合の上祝詞の交換を行なうこと

四 出生、七五三、節句等の祝時における贈答並に祝宴を廃すること

五 入宮に際しては、神前における告別式又は奉告式を行ない土産物を廃すること

六 結婚に際しては、式服は努めて省略し調度品は、實用本位とし総て質素を旨とすること。儀式人嚴肅を旨とし戸籍上の手続は可成婚姻の頭初に於て履行すること。儀式中更衣を行なわぬこと。祝宴は努めて質素とし午後一二時を越えざること。新郎新婦は神社寺院に参拝するの外回礼を行なわぬこと。里帰りを廃すること。

七 葬式に関しては、嚴肅を旨とし一切酒類を使用せざること。引物香奠返しを廃すること。靈祭仏事等に於ても引物を廃すること

八 台所の改善

九 小作事情の改善に関する施設を実施すること

第四項 職業並に成人教育に関する事項

一 農業教育の充實徹底

二 女子補修教育の改善

三 精神訓練、自治訓練の助長

第五項 宗教に関する事項

一 寺院の社会的施設に対する開設

二 住職の社会的活動

第六項 保健衛生に関する事項

一 衛生組合の設立

このスローガンの下に行政機関（吏員・村会議員・区長・各種委員）、社会教育団体（男女青年団・婦人会）、社会事業団体（在郷軍人会・消防組・仏教会）、産業団体（産業組合・農会）が挙村一致の体制で振興計画の実現に取り組んだのであった。

旧地方自治制とその後の改正

市町村制及び府県制の施行によって、さらに新しい地方自治の上に立った地方自治制は、昭和二十年の終戦に至るまで実施された。その間、昭和四年の改正によってでき上がった地方自治制が、積極的に自治権の拡充をはかる改正であった。

その後、支那事変が始まると、内閣は、国民精神総動員運動を展開することを決め組織化を図った。

府県制の改正と軌を一にして市制、町村制の改正が行なわれ、町村長は、町村会が選挙した者につき、知事が認可するものとされ、不適任な町村長は、知事が解職できることにしたのをはじめ、さらには町内会または部落会、隣組といった組織を直線的に結んだ官治行政機構が設立されるなど、地方公共団体に対する政府の監督あるいは介入が著しく強化され、自治制は著しく後退した。

(五) 戦後の地方自治制度の施行

終戦と地方自治法の制定

終戦とともにわが国の政治情況は激変し、地方財政は極めて困難な実情にあって、民主主義の理念に基づく政治的、法制的改革がなされ、昭和二十一年九月一日、法

律第十六号地方税法及び地方分与税法の一部を改正する法律が公布された。

これは、地方制度の改革と並行して地方団体の財政の強化と、その自主制をはかることを目的とするものであ

った。ついで、府県制・市制・町村制を抜本的に改正して行なわれた。地方制度に関するこの改革は日本国憲法の実施前に行なわれたのであるが、すでに憲法草案が発表せられた後のことであり、改革の内容は、その自治条項に則って行なわれた。

昭和二十二年五月三日「主権在民」と「戦争の放棄」を二本の柱とした民主国家、新しい日本の進路を定めた



広報「かなみ」(町制施行特集)

日本国憲法が施行された。地方自治に関する規定は第八章として大きく取り上げられ、この新憲法の理念に合致した地方自治制を実施するため、自治体の組織運営の民主化と、地方分権をめざして、地方自治制度の基礎として、地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六七号)が制定され、日本国憲法と日と同じくして施行された。

この地方自治法の公布により、地方自治体の首長は、その地域住民の直接公選で選ばれることになった。第一回の

知事公選および市町村長の公選、県市町村会議員の改選が一斉に行なわれたのは、昭和二十二年四月であった。

村長選挙は、同年四月五日行なわれ初代公選村長に岩崎義保が就任した。村会議員選挙は、四月三十日に行なわれ、野口源次郎ほか二五名が当選したが、新制中学校問題で中途で議員一名が辞職した。従って二四

議員となったため、翌年一月十二日補欠選挙をすることとなった。なお、



初代公選村長
岩崎義保



函南中学校 (昭和42年当時)

静岡県知事選挙は、当時官選知事であった小林武治が、退官して保守中立で立候補し、初代公選知事となった。

新制中学建設と分村問題

教育理念が取り入れられた。

戦前と戦後の教育制度での大きな改革は、教育勅語も、国家神道も教育面から追放され、修身・歴史・地理等は授業停止措置の指令が出されたが、かわって民主主義

和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育基本法と、学校教育法が昭和二十二年三月三十一日に同時に公布され、二十二年四月から小学校・中学校を義務教育とし、新学制六・三制が発足した。しかし、新制中学校の建設は困難を極めた。校舎建設費用、建設場所と敷地の選定等でさまざまな難問があったが、函南村においても政治問題となって紛糾した。政治問題となった「分村問題」は、丹那新制中学校建設が発端となった。以下当時の資料を順に述べると次のような経過をたどったが最終的に円満解決した。

新制中学校を平井原に建設着手し、棟上も間近い昭和二十三年五月三十一日開会された村議会へ、「丹那新制中学校建設に関する請願」が丹那学区総代から提出されたが保留することに決定された。

当日議会終了間際になって議長・高橋啓一、副議長・加藤四方作が

辞表を提出したが認められず、委員を選定してなお留任を懇請することとして閉会したが、執行部の助役である鈴木正一が辞表を村長に提出し、退任した。

昭和二十三年八月二十日議会定例会が招集されたが、議長・副議長ともに事故があるため仮議長に年長議員を指名推薦の方法によって行ない、議長及び副議長の問題を議題とし、委員からその後の経過について報告され、再三留任を懇請したが辞意が固いため、今日に至っている旨報告があり、辞任を同意することにし、議長・副議長選挙を行ない、議長に高橋啓一、副議長に加藤四方作が再選された。

そのあと、この議会において丹那中学校建設の件を議事日程に追加し、議題とされ、丹那に中学を作ることが将来における問題の原因となることであり、前年の四月十四日村会において、丹那・桑村へ分校を設けることにつき決議済みであるが、この議決は本校の出来るまでの暫定措置としての分校の議決をしたものであり、一村一校主義で進むことには、変わりはないとしていた。

また、この議会に平坦地区よりも請願が出され、山田豊村長の辞表が提出された。丹那学区よりの請願の主旨は、函南新制中学校に通学することは、最短距離の処で二里、最遠距離にして三里有余町の生徒もあり、通学に對して往復六里以上もあって勉学に余裕が全く無く、身体の疲労を覚えて病気になる者すらあるように父兄は心配している状況であるので、わが子を思う親心として、丹那に新制中学校を独立校の建築を計画し経費は、地元負担として建設することを請願していた。

一方平坦地区からは、建設中の新制中学校の位置は、通信病院の隣接なので保健衛生上はもちろん一般村民の健康上にも重大なる影響を及ぼすものと憂慮するもので、この際学校の位置を適當なる地域に変更されることが関係部落一般の総意であるからと請願している。

村長・助役も不在のまま、昭和二十三年九月七日、議員の請求により議会招集がなされ、新制中学校建設問題について討議され、平坦部議員からは、丹那を認め二校として考えたときに起こった問題が三校・四校問題であり、四校以外に方法はない（丹那の独立校は議決してない）

中間部議員からは村の将来のため一村一校を希望する。桑村学区議員からは、桑村も丹那と同じような状況にあるので次のような請願の主旨を提出した。

教育の事は一日もおろそかにすることは許されぬと同時に遠い将来に対する百年の計でなくてはならない。殊に戦後の日本を民主的的文化国家として再建すべき途上にある今日、義務制による中学校を建設することは真に重大な意義を有するものであり、その位置についても、また慎重な考慮を要するところであることは言をまたない。然るに本村の地形は東西に極めて長く然も桑村学区のごときは、その東端に偏在するという特殊な位置にあり、村の中央部までの距離でさへ、その中心部から教料、最遠の地にあつては、実に八料以上にも及びこれを通学距離と仮定して往復に要する時間は学習時間の半ば以上となり、冬期は暗いうちに起きて登校し、暗くなつて帰宅する状態となり、その精神的、肉体的消耗は甚だしく予習復習の余力は全くなく、発育盛りの生徒に対して、これが三年間の累積は実に由々しいもので、ひいては向学の心を消失せしめるおそれなしとしないのであつて、これが教育的効果に及ぼす影響は真に憂慮に堪えないものがある。また一面この生徒を通学せしめる家庭の精神的経済的負担も甚大であり、いずれの点から見ても義務教育である中学校の遠距離通学は永久の策として当を得ないものであるので、学区内に中学校一校を設立することが恒久の策と言わなければならぬ。

と陳情書を提出した。

なお、当日、中間地区（平井・上沢・新幹線・柏谷・畑毛・大土肥）連合区民大会の決議文が村会に提出された。

決 議 文

函南村初等中学校々舎建設ニ当リ村民ノ総意ニヨリ現在建築中ノ平井原校舎ノ建設ハ

一、本村現在並ニ将来ノ経済状況ニ鑑ミ村民各自ノ負担ヲ軽減シ将来ノ学校ノ学校経営費ノ過重ヲ来サズ

ニ、本村過去ノ三校分立的教育ノ弊ヲ除キ初等中学校教育ハ一校ニ於テ充実セル設備ノ下ニ理想的ナル教育ヲ
実施ス

右二項ノ目的ニ真ニ合致スルモノニシテ我々区民一同ハ飽クマデ該校ノ建設ヲ支持シ絶対ニ一校主義ヲ堅持ス
ルモノナリ

右決議ス

これらの新制中学校建設について中間地区議員の六名は、村民に対し訳ない、責任を感じ辞職すると言つて議場から退場したが、その後も定足数に達しているので議会を続行し、四校とするかどうか、表決に付したところ四校することに議場にいた丹那、桑村学区と平坦部地区議員が賛成した。当日の議会は会期を一日延長することを決定し、午後八時八分散会した。

翌八日午前一〇時一五分開会し、丹那、桑村学区議員及び平坦部議員の一六名より、新制中学校建設は四学区制にすることに於いて決議案が提出され、満場一致で可決成立した。続いて前日議会で途中退場した中間部議員八名

が正式に辞任届が提出されたので、議長は、これを諮ったところ異議はなく八名の議員の辞職を許可することに決定した。なお村長の辞職については辞表の撤回を求めることに意見の一致をみた。

九月二十三日議会が招集され、助役選任の件を原案どおり同意することを決定したあと、議員辞職の件を議題とし当日欠席した議員を除く平坦部、丹那、桑村学区議員全員辞職について許可された。欠席議員四名のうち三名が九月三十日までに辞職届が提出され、一名を残して全員が辞職する事態となり、補欠選挙が十一月十二日執行された。昭和二十四年一月二十四日補欠選挙後初議会において、同日村長より辞表が提出され、村長辞職について議題としたところ辞表は一応このまま預かり置くこととした。ついで平坦部地域より分村に関する請願が提出され、この請願の採択、不採択について議論百出し、重大な問題であるので充分研究する期間をおくべきであることとして散会した。平坦地区の分村の趣意書は次のとおりであった。

平坦地区の分村趣意書

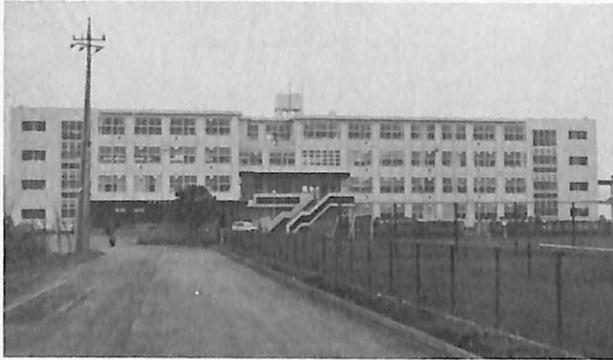
本村は、東西三里六丁南北二里二八丁にして、この面積は六、三八〇余町歩と謂われ、実に広汎なる地域を有する。従つて地形の上から大体、丹那、桑村、中部、平坦地区の四地域に分けることができるが、大別して山間部と平坦部とに分かれ、部落民の大半は、その形態に多少の差異はあつても、何れも農業に従事しているが、近年我々農民の光榮ある供出に當つて相互の利害の対立は漸く深刻の度を加えつつあるが、何時も平坦部の負担は多い。新制中学校の問題にしても、その寄付金において約三五%を担つて、例えば中部地区より一七、〇〇〇円余も多くなつてゐる。また、租税面よりみても中部、桑村地区を合したものと、ほぼ同額であつて中部地区より二八万七、〇〇〇円余も多くなつてゐる。然し、共存共榮を計り平和を愛する吾々は今まで、

この事について自重してきたのであるが、その後村会において審議決定したる学校問題の如きこれを不満とした中間部議員は、その職を敢えて辞め、村政上にも随分支障をきたした事は誠に遺憾に耐えない。偶々学校対策委員の裁定案を提示せらるるや、平坦部部落民は、その案に賛意を示し、事態の拾収に努力してきたが、中間部部落民は環境に恵まれていない平井原を固執して一步も譲らず、ますますその紛糾を増大して今に至らしめた責任は実に大である。

このさい平坦部部落民は止むを得ず中間部と分離してみるからに平和なる郷土を建設して、日本再建の一助ともなすべく、ここに吾々は分村して各々の福利を増進せんとするものである。

との分村趣意に連名署印して請願書を提出した。

この分村請願に続き四月十一日には、議員と臨時吏員(現在の区長合同協議会において、村政



函南東中学校 (東中)



函南中学校 (函中)

審議委員より審議の経過について報告があり、西部の分村止むなき実情に至る。従つて他の三地区は三ブロックの協議に基づき同時に三地区に分離することに結を見た。

この経過報告に基づいて、議員・臨時吏員合同協議会は、表決の結果、賛成二四、反対四で、四地区に分村することを決議した。このあと引き続き議会が行なわれ、昭和二十四年度一般会計予算案など一一件が提出されたが、いずれも審議未了となり廃案となり村政上大きな支障をきたした。

その後いくたびとなく分村問題について協議がなされ、県議と隣接町村長を調停者にお願ひし、静岡県田地方事務所の方添により、ようやく分村問題を早急に解決することが、その他の事件を解決する鍵であると意見が一致して、その方法としては、分村問題の起こつた第一の原因は学校問題であるからこれを解決してはどうか、平井原の校舎を移転してはどうかという議員全員協議会で協議がなされ、九月に至り議員、臨時吏員協議会に、田方地方事務所長、総務課長、主事を交えて協議し、本村の紛争も長い年月を経過しており、いまだに解決を見い出していない、これは結論的には村民の不幸であるので、手を取りあつて平和な村をつくろうという熱意も出てきているので、再び紛争を起ささないよう強い決意を促され、九月二十八日、同協議会が開催され、長い間の紛争も大乗的見地に立つて村の平和のために再出発することになった。

中学校については八ツ溝付近へ建てることを協議確認して、ようやく新制中学校建設問題と分村問題が解決され、同時に続いて開かれた村会において、四月十一日提出され廃案となつた昭和二十四年度一般会計予算案ほか一〇件を審議し、いずれも原案可決成立し行政も軌道に乗つたのである。

新丹那隧道、道湯水

新丹那隧道は、昭和十三年いわゆる弾丸列車として計画されたもので、昭和十六年八月鉄道省直轄工事として計画された。位置は、旧丹那隧道の北側に平行し、中心間隔五十メートル

で導坑は、東京方六四九メートル、大阪方一、四三三メートル、覆工は、前者二二〇メートル、後者二〇〇メートルほど進行した頃、昭和十八年、戦争の影響を受け工事を中止した。

昭和三十四年九月新幹線として着工、昭和三十九年一月完成した。この新丹那隧道も、旧丹那隧道と同じように洪水被害を生じた。昭和三十六年二月頃、名賀水源が減水し、翌三十七年初頭には遂に枯渇の状態となり、奴田場・豊ノ沢地区の井戸水も逐次減水し三十六年九月には、ほとんど枯渇状態となった。このため、全戸数が断水状態になり、雑用水、飲料水に事欠くこととなったため、昭和三十七年一月地元民約三百名が、国鉄建設事務所へ座り込みとなった。また下丹那地区水田約二町六反の灌漑用水は、新丹那隧道の湧水発生と時期を同じにして枯渇するに至り、水田の耕作が一部において不能の状態となった。

この原因について、水源の減水が、隧道工事に基因するものでないとするならば、気象条件による自然現象にその因を求めるより他に考えようがなく、もし、気象条件によるものとすれば、降雨量の比較的多量であった昭和三十八年以降になっても水源の水量が回復しないことと、旧丹那隧道と新丹那隧道との湧水合計量が問題であった。新丹那隧道工事前、旧丹那隧道の湧水量よりも毎分二、五〇〇リットル分増加していることから推察すれば、単に気象条件による自然現象のみによる原因を求めることは困難であった。通商産業省工業技術院の学術調査でもこの減水が、隧道工事による坑内湧水との関連性について想定できるものとされた。

水源の枯渇については、旧丹那隧道工事以来かつて湧水したことのなかった水源が新丹那隧道の工事に起因したものと判断をせざるを得ない。従って、この枯渇した水源が地元住民の生活の基盤となる飲料水であるため放置することは許されなかった。また、この新丹那隧道工事が新幹線開通のネックとなっており、また、新幹線開通を東京オリンピックに間に合わせるといふ背景もあり、地元民の工事現場への座り込み、その他の工事妨害の

ため新幹線開通の時期が遅れることによる損害等を考慮した結果、国鉄において応急給水施設を施工し、これに伴う維持費管理その他の費用を補償することとなった。昭和三十七年二月函南村長、湯水対策委員長と国鉄との三者協定を締結した。

その後、東京オリンピック前後から列車本数も増加し、原因は明らかではないが水源に濁度が現われて、水道の濁りは、死活問題にかかる重大な問題となった。再び国鉄に陳情を続けると同時に、たまたま県企業による駿豆広域水道（三島市・函南町・熱海市）が完成したので、この県水を受水し、新丹那の水源は使用しないで水道業務を行なった。この県水の受水料金が当初計画より倍となったため、国鉄からの一時補償金も三・四年で消費してしまうので、国鉄へ施設の改善陳情を行なった。最終的に他に水源を求めることと国鉄の補償について協定を締結し、現在は田代水源より受水し供給している。

狩野川放水路

昭和二十六年に始められた狩野川放水路新設工事が、十五年の歳月と総工費六六億円を費やして、昭和四十年七月二十八日に完成した。狩野川改



狩野川放水路

修の歴史は古く、昭和二年に始められた改修事業が昭和二十年頃一応完了したものの、なお、沼津市内に狭窄部があり、中流部は田方平野の低地で地形的に盆状となっているため、大洪水の被害を防ぐことが難しく、このため、昭和二十四年にこれの対策として、放水路を開削することとなった。

この事業は、昭和二十六年着工し、河川用地や河口の漁業補償などの難しい問題もあつたが、昭和三十二年ようやくこれらの問題の解決をみた後、本格的な工事が進められていたが、たまたま、三十三年の狩野川台風による未曾有の大災害が発生したため、本川及び放水路改修計画について全面的な見直しの必要をせまられると同時に工事の促進がはかられた。昭和三十五年に策定された治水事業五ヶ年計画においては、重点事業の一つとして、とり上げられ、地域住民の悲願と期待にこたえて、その完成をみたのである。

上水道と駿豆水道

上水道事業は、昭和三十五年十二月二十四日に給水人口七、二〇〇人、一人当たり最大給水量、二七〇リットル、

一日最大給水量二、〇〇〇立方メートルの計画をもって認可され、昭和三十六年十月総工費七、五〇〇余万円をもって着工し、昭和三十八年三月竣工した。

以来順調な普及率をもって経営され、第五期拡張事業も昭和五十四年度に終了し、昭和五十七年度現在では、計画給水人口は、二万九、五〇〇人、現在給水人口が二万四、二〇〇人、一日最大配水量は、一万六二二立方メートルとなっており、建設当初から現在まで投資された起債総額は、十億七、六〇〇万円余となった。

駿豆水道は、三島市周辺の湧水が枯渇するなかで、この水源は、清水町を流



上水道

れる柿田川で、富士山及び箱根山系の水系をもつ地下水が豊富に湧出しており、昭和四十五年には、柿田川工業用水が通水されており、駿豆水道事業は、地域の水質転換や将来の開発行為、観光資源発展等のために必要とする水量を、熱海市、函南町及び三島市へ送水する事業であり、柿田川水源から標高四二〇メートル、延長二五キロメートルを日量十万吨を五段ポンプ圧送によって送水する施設が昭和五十年三月に完成し、総工費七九億八、〇〇〇万円を費やした。受水量は、熱海市六万吨、三島市三万吨、函南町一万吨となっている。

二、町行政機構

(一) 明治憲法下の行政とその後の変遷

議決機関

議決機関としての村会議員選挙は、明治二十二年四月十九日選挙された(定数一八名)。選挙は、村税の納税額によって選挙人を類別する等級選挙制の二級制であり、大正十四年四月二十三日新法による選挙の普通選挙まで、定数の半数である九人が、二級および一級に分かれて選挙されていた。

議員定数は、昭和八年四月二十三日選挙より二四名となり、昭和二十二年四月三十日選挙から二六名となった。昭和三十四年四月三十日選挙より法定数は二六名であったが、当時の区長会において狩野川台風の大災害後の今日、すこしでも経費を節約すべきだという趣旨により、村会議員の定数の減少が実現するよう請願書を提出し、村議会では、この請願を取り上げ、村議会の定数を二〇名に改定し、現在に至っている。現在の法定数は、三〇名であるので、実質一〇名の減員となっている。

町村制第六九条による常設委員は、臨時事務調査員、造林委員、公有林野調査委員等が設置され、その他に、同制第六九条による委員として、学務委員、公有財産検査委員、伝染病予防委員、土木委員、戸数割調査委員が設置されていたが、町村制による議会は、その議決事項を法律で列挙された事項に限られ、条例制定権もなく、その権限は限られたものであった。

昭和二十二年の地方自治法の制定により地方議会に、その立法的議決的権限と付随して、調査権、意見陳述権などを認め、その権限を強化し、また委員会制度の採用を認めて議会活動の促進が図られた。昭和二十二年六月九日に函南村会常任委員会制度が発足し、総務委員、財務委員、学事戸籍委員、配給委員、厚生委員、土木委員等の委員会が構成され、その後名称は多少異なるも、総務委員、民生委員、経済委員、財務委員、懲罰委員等とかわり、現在の総務、文教厚生、建設経済の三常任委員会制度が続いた。

執行機関

市町村制の公布により、市の執行機関は市参事会であり、市長、助役および名譽参事会員よりなっており、町村の執行機関は町村長であり、町村長は町村議会の議長となった。町村長は町村会で選挙し、県知事の認可を受けることとされていた。この認可制は、大正十五年の改正で廃止されたが、戦時体制が強化された昭和十八年の改正により、再び認可制が復活された。

この制度は、昭和二十二年の地方自治法の制定まで続いた。明治二十二年の町村制六三条により、同年五月四日村会において選挙の結果、初代村長に、小川宗右衛門が当選就任し、昭和二十二年の地方自治法施行まで一七人が村長に選ばれ、地方自治法の施行により、昭和二十二年四月五日総選挙が行なわれ、はじめて住民による直接公選制による村長が誕生した。歴代村長または町長は次のとおりである。

歷代村長(町長)

| 初代 | 二代 | 三代 | 四代 | 五代 | 六代 | 七代 | 八代 | 九代 | 十代 | 十一代 | 十二代 | 十三代 | 十四代 | 十五代 | 十六代 | 十七代 |
|-------------|-------------|------------|--------------|-------------|--------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| 塚本 | 仁田 | 仁田(出山) | 平井 | 畑毛 | 肥田 | 柏谷 | 仁田 | 肥田 | 桑原 | 畑毛 | 肥田 | 臨時代理者 浜松市 | 平井 | 間宮 | 仁田 | 丹那 |
| 小川 宗右衛門 | 今井 惠三郎 | 大石 勉吉 | 小柳津 五郎 | 高橋 綱治郎 | 小永井治郎兵衛 | 佐藤 相三 | 仁田 謹三 | 石和 寅之助 | 森 六郎 | 高橋 頭治 | 石和 寅之助 | 鈴木 宗覺 | 梶尾 嘉十郎 | 吉田 俊三郎 | 仁田 孝 | 神尾 角平 |
| 明治二十二年五月四日 | 明治二十三年六月十九日 | 明治二十六年三月一日 | 明治二十九年九月三日 | 明治三十三年十月十三日 | 明治四十一年十月十五日 | 明治四十二年十二月二十八日 | 大正五年一月四日 | 大正十二年七月九日 | 昭和三年一月二十五日 | 昭和七年十月二十一日 | 昭和九年四月十二日 | 昭和九年八月一日 | 昭和十一年六月三十日 | 昭和十五年六月二十九日 | 昭和十六年十二月二十七日 | 昭和十九年二月二日 |
| 明治二十三年六月十三日 | 明治二十六年一月八日 | 明治二十九年九月三日 | 明治三十二年九月二十六日 | 明治四十一年十月十四日 | 明治四十二年九月二十四日 | 大正四年十二月二十八日 | 大正十二年六月三日 | 昭和三年一月二十四日 | 昭和七年十月二十日 | 昭和九年四月十一日 | 昭和九年七月二十八日 | 昭和十一年六月三十日 | 昭和十五年六月二十九日 | 昭和十六年十二月十三日 | 昭和十九年一月二十六日 | 昭和三十一年十一月二十一日 |



大石勉吉



今井恵三郎



小川宗右衛門



第24代町長
中村博夫

明治三十七年十月二十四日、村会において、函南村助役に関する条例を制定し、町村制五二条但し書により、助役の定員を二名とし、同制第五六条により助役一名を有給吏員とし、助役の席次は名誉職助役を上席とした。この助役二名制は昭和十九年四月まで続いた。助役を二名制にした

助役は、町村制五二条によって助役を定めることになっており、村長の推薦によって議会の議決を得ることになっている。定員は、但し書により条例をもって定めることとなっており、この制度は、現在の地方自治制度と同じである。

| | | | | | | |
|------|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 二十四代 | 二十三代 | 二十二代 | 二十一代 | 二十代 | 十九代 | 十八代 |
| 桑畑原 | 大竹 | 間宮 | 平井 | 日守 | 平井 | |
| 中村博夫 | 斎藤長徳 | 田中和雄 | 杉山彌三郎 | 小柳津五郎 | 山田豊 | 岩崎義保 |
| | 昭和五十七年四月十一日〜現在 | 昭和五十三年四月十一日〜昭和五十七年四月十日 | 昭和四十一年四月十一日〜昭和五十三年四月十日 | 昭和二十九年四月十一日〜昭和四十一年四月十日 | 昭和二十五年四月十七日〜昭和二十九年四月十日 | 昭和二十三年四月二十日〜昭和二十四年二月十三日 |
| | | | | | | 昭和二十二年四月七日〜昭和二十三年三月三十一日 |

理由は次によるものであった。

本村は戸数一、二〇〇、人口八、〇〇〇余、面積六、二八〇余町、地価金三三万八、〇〇〇余円を有し、広ぼう東西四里南北二里に渉り田方郡中屈指の大自治区にして、随つて事務の繁雜を免れず、将来勸業、土木、衛生、その他一層事業の發展を図り、又役場諸般の事務についても整理すべきもの多々あるので、従来のごとく名督職助役一名にては万端支障の場合が少なからず、よつて更に有給助役一名を増置し、以て助役は二名となし、村長統括の下、村務の敏活刷新を図るのが最急要のことである。

その結果、従来の助役である名督職助役は政務を担当し、有給助役は、議事・庶務を兼務することになった。

その他の行政機関

収入役は、一名を村長が推選し村会で議決された。それは、町村制時代も現在も同様である。町村制第二二一条の規定により、町村の出納は、「毎月例日を定めて、これを検査し、

かつ、毎会計年度少なくとも二回臨時検査をなすべし、検査は町村長これをなし、臨時検査には、町村会において選挙したる議員二人以上の立会を要す」となっており、出納臨時検査立会議員が設置され、地方自治法の制定まで続いた。地方自治法においては、自治体財政の公正な執行を監視する監査委員制度が創設された。

このほか、地方自治法の制定により執行機関として義務設置委員会として、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会または公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会を必ず置かなければならないこととなつていゝ。また、執行機関の付属機関として、調停、審査、審議または調査を行なう機関を条例で定めて置くことができるようになった。

区長と住民

区長は、町村制六八条の規定により、町村は処務便宜の爲区を画し区長及びその代理者を一人置き、区長及びその代理者は名譽職とし、町村公民中選挙権を有する者より町村長の推薦により町村会が、これを定めることとなっており、昭和二十年まで、この制度により村会において議決していた。その後区長を臨時吏員に委嘱し、新制中学校建設当時は、議員と合同協議会が設けられた。

戦後の地方自治制改革によって住民の権利は大幅に拡充され、地方自治法第二章「住民」に規定され、まず、自治体の選挙権、条例制定改廃請求権および事務監査請求権、議会解散請求権および一定職員に対する解職請求権といった参政権が認められた。戦前の公民制といった制度は否定され、すべて法の下に平等であって、一切の差別、身分、門地、思想、信条による不合理な扱いは禁止された。

このほか、住民訴訟制度のように財務会計上の行わないし、財務行為の違法を追求する制度が地方自治法の制定によって制度化された。

三、町 財 政

(一) 明治時代の財政

財政の基本である収入は、明治十一年の地方税規則が引きつがれ、村税が主な収入となり、歳入の約半分を占めていた。村税の内容は、地租割と戸数割であった。その後、営業割・所得税割等があり、付加税制度になっていった。収入では、そのほか、国税徴収交付金・雑収入・授業料・学資金利子収入などで歳入を構成し、支出は、

第六章 行 財 政

別表 1

| 年 度 | 予 算 額 |
|------|-----------|
| 明治22 | 資料なし 円 銭 |
| 23 | 2,598.67 |
| 24 | — |
| 25 | 2,506.95 |
| 26 | 2,492.73 |
| 27 | 2,655.40 |
| 28 | 2,864.14 |
| 29 | 3,569.88 |
| 30 | 4,160.12 |
| 31 | 5,376.43 |
| 32 | 5,751.79 |
| 33 | 7,398.67 |
| 34 | 7,470.53 |
| 35 | 8,701.16 |
| 36 | 9,607.99 |
| 37 | 8,715.94 |
| 38 | 9,334.89 |
| 39 | — |
| 40 | — |
| 41 | — |
| 42 | 25,254.81 |
| 43 | 23,332.01 |
| 44 | 21,649.46 |
| 45 | 20,892.01 |

別表 2

| 年 度 | 予 算 額 |
|------|------------|
| 大正 2 | 21,521円92銭 |
| 3 | 18,171.64 |
| 4 | 17,715.35 |
| 5 | 18,350.01 |
| 6 | 20,549.00 |
| 7 | 22,667.00 |
| 8 | 27,264.00 |
| 9 | 48,410.00 |
| 10 | 47,193.00 |
| 11 | 63,202.00 |
| 12 | 50,869.00 |
| 13 | 66,692.00 |
| 14 | 62,677.00 |
| 15 | 73,663.00 |

明治年間の村予算をみると次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 明治二十二年～明治二十八年 | 地租割、戸数割 |
| 明治二十九年～明治三十五年 | 地租割、戸数割、営業割、所得税割 |
| 明治三十六年～明治四十二年 | 地価割、営業税割、所得税割、営業割、戸別割 |
| 明治四十三年～明治四十四年 | 地価割、営業税割、所得割、営業割、戸数割 |
| 明治四十五年～大正 四年 | 地租附加税、国税営業税附加税、所得税附加税、鉱業税附加税、売薬営業 |
| | 税附加税、戸数割附加税、県税営業税附加税、県税雑種税附加税、直接国 |
| | 税附加税、直接県税附加税 |

役場費・諸税負担費・衛生費・救助費・勸業費・土木費をもって構成され、明治三十年頃までは、役場費と教育費が予算のほぼ半分を占めていた。

村税は、地租が中心となっていたが、明治の終り頃附加税制度がとり入れられたが、実質は、明治初年と同じであった。当時の村税の税目は次のとおりであった。

(二) 大正時代の財政

大正年代は、明治後期の財政規模が大正八年まで続き、大正九年から財政規模が二倍となったのが注目される。大正十二年九月一日の大地震のため、公共施設は大破された。この修繕費を村税に求めることは、村民一般が被害を受けているので、到底その負担には堪えられなかった。ほかに財源がないので大正十三年度において、村税徴収のうえ、償却することとして五、〇〇〇円を一時借入れて使用した。

翌十三年度においては、震災により各方面から寄せられた義捐金の一部五、四〇〇円を震災復興資金として設置し、特別会計を設け、震災による倒壊住宅の復旧費用に貸付け、無利息とし、償還は一年据置き五年償還として最後の償還時に貸付金の一割以内を報謝金として納付させた。

大正十五年三月二十七日、国税、地方税を通ずる税制改革の一環として、法律第二四号地方税に関する件が公布された。国税に関するものは、特別地税、家屋税、営業税及び雑種税を賦課できるものとされ、国税である地租に免税点が設けられたことによる地方団体の地租付加税の減少を補つるため、地租を徴収されない田・畑に特別地税が賦課できるものとされた。

県税の戸数割は、とかく公平を失うおそれが多いとして廃止され、これにかわる財源として家屋税が設けられ、家屋の賃貸価格を課税標準として、その所有者から徴収するものとされた。国税営業税が営業収益税に改められ、営業収益税が賦課されない営業者に県税営業税を賦課できるものとし、更に従来の県税営業税や雑種税は、その課目が多岐にわたって負担の明確を欠くものであるとしてこれを整理し、勅令をもって営業税及び雑種税の種類が定められた。

当時の村税の税目は次のとおりである。

大正元年〜大正四年 前述のとおり。

大正五年〜大正十五年

地租付加税、国税営業付加税、所得税付加税、売薬営業税付加税、戸数割付加税、

県税営業税付加税、県税雑種税付加税

大正年間の村予算の状況は、別表二（一六九頁）のとおりである。

(三) 昭和時代の財政

昭和初期から中期まで、財政構造として重要な歳入は、村税であり、大正十五年三月の地方税改正による国税付加税を中心に県税付加税制度が続き、地方財政の安定をはかる目的で、昭和十五年より独立税が創設され、この税制は、昭和二十四年まで続いた。

昭和二十四年八月二十六日、コロンビア大学教授カール・S・シャウプ博士を団長とする日本税制使節団が日本の税制改革に関する勧告書を發表した。

その骨子は、地方財政及び税制改正の方針として、地方自治の充分な発展を期するため財政力、殊に地方税総額を増加すること。地方税制の自主制を強化するために、国税・道府県税・市町村税の三体系を分離したものとし、道府県税付加税を廃止する。課税団体の課税に関する責任を重くし、その自主決定権を強化する。地方団体の支出する経費と地方税負担との関連性を強化する。その為に地方税を直接税中心とし、地租・家屋税・住民税の大幅な増額、地方税に利益主義を強くとり入れて、地租・家屋税の課税範囲の拡張、地方税負担を合理化するため、不動産課税の重課、事業税の軽減、住民税を所得税色彩の強いものとする。過重な税率の軽減、適当でな

い法定税目の廃止をすることであった。

この構想は、今日の税制にほとんど生かされている。

当時の村税は次の税目であった。

昭和 二 年～昭和十四年 地租付加税、特別地稅付加税、營業收益稅付加税、家屋稅付加税、県稅營

業稅付加税、県稅雜種稅付加税、特別戶數割

昭和十五年～昭和二十年 國稅付加税 地租・家屋稅・營業稅・鉞區稅

県稅付加税 反別稅・自動車稅・不動産取得稅・電柱稅・漁業權稅・狩獵

者稅

獨立稅 村民稅・自轉車稅・荷車稅・金庫稅・犬稅・入湯稅・扇風機

稅・廣告稅

昭和二十一年 國稅付加税 地租・家屋稅・營業稅・鉞區稅

県稅付加税 反別稅・自動車稅・電柱稅・不動産取得稅・漁業權稅・狩獵

者稅・芸妓稅・県稅營業稅・電話加入權稅・軌道稅

獨立稅 村民稅・自轉車稅・荷車稅・金庫稅・扇風機稅・犬稅

昭和二十二年 県稅付加税 地租・家屋稅・營業稅・鉞區稅・自動車稅・軌道稅・電柱稅・

(國稅付加税が廃止)

電話加入權稅・不動産取得稅・漁業權稅・狩獵者稅・芸妓稅・

遊興稅・入湯稅・接客婦稅・ラジオ稅・木材取引稅・果實稅・
原動機稅

独立税 村民税・舟税・自転車税・荷車税・金庫税・扇風機税・犬税・
広告税

昭和二十三年～昭和二十四年

県税付加税に鉱産税・電気ガス税が新設され、芸妓税・接客婦税が廃止された。独立税に自転車取得税・荷車取得税・接客人税・傭人税が新設された。

昭和二十五年～昭和二十六年

村民税・固定資産税・自転車税・荷車税・電気ガス税・鉱産税・木材取引税・広告税・入湯税・接客人税

昭和二十七年以降

接客人税・広告税・荷車税・自転車税が廃止され、新たに、たばこ消費税・軽自動車税・特別土地保有税が創設され、電気ガス税が電気税・ガス税に分離された。

地方財政の歳入構造は、まず歳入段階で、その用途が特定されていない一般財源の比率の高いほど、その地方公共団体の自主財源が豊富であり、行政活動の質と量を測定する数値となる。その一般財源のうち量的に最も重要な歳入は、普通税である。地方税法に定められた法定普通税以外にも、自治大臣の許可を得て法定外普通税を賦課徴収することができる。

税の次に一般財源として次ぐのは、地方交付税である。以前の地方財政平衡交付金に代わって昭和二十九年度から発足した。その総額は、国税三税（所得税・法人税・酒税）の一定割合とし、地方団体に対して国から交付される税であり、「間接課徴形態の地方税」とも称されており、その性格は、地方団体の一般財源であり、目的は、地

別表3 財政状態 (昭和2~40年)

| 年 度 | 予 算 額 |
|-----|-------------|
| 昭和2 | 101,648円 |
| 3 | 86,024 |
| 4 | 91,000 |
| 5 | 91,998 |
| 6 | 133,228 |
| 7 | 81,178 |
| 8 | 74,691 |
| 9 | 79,864 |
| 10 | 87,736 |
| 11 | 83,628 |
| 12 | 89,888 |
| 13 | 108,235 |
| 14 | 101,380 |
| 15 | 116,962 |
| 16 | 85,213 |
| 17 | 98,210 |
| 18 | 127,113 |
| 19 | 123,944 |
| 20 | 200,708 |
| 21 | 281,050 |
| 22 | 1,162,988 |
| 23 | 9,025,940 |
| 24 | 9,546,258 |
| 25 | 20,887,327 |
| 26 | 19,600,000 |
| 27 | 30,867,506 |
| 28 | 33,200,000 |
| 29 | 37,230,000 |
| 30 | 41,121,075 |
| 31 | 43,321,628 |
| 32 | 38,797,480 |
| 33 | 46,787,330 |
| 34 | 95,780,950 |
| 35 | 57,531,608 |
| 36 | 69,056,544 |
| 37 | 90,826,620 |
| 38 | 91,906,070 |
| 39 | 118,500,000 |
| 40 | 152,000,000 |



道路も整備されて

方団体が等しくその行なうべき事務を遂行できるように、地方財源の均衡化をはかり、かつ、地方財源の保障を行なうことよって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、独立性を強化するための制度である。

そのほか、一般財源としては、

地方譲与税

娯楽施設利用税交付金

自動車取得税交付金

等があるが、これは通路整備としての特定財源的なものが多く含まれている。

昭和二年から昭和四十年の財源状態は別表三のとおりである。

第六章 行 財 政

別表4 歳入・歳出決算額 (明治22年～昭和57年度)

| 年 度 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 差 引 残 額 |
|------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 明治23 | 2,637 ^円 | 2,546 ^円 | 91 ^円 |
| 25 | 2,550 | 2,462 | 88 |
| 33 | 6,970 | 6,824 | 146 |
| 35 | 10,720 | 10,451 | 269 |
| 42 | 20,720 | 20,349 | 371 |
| 45 | 24,735 | 23,291 | 1,444 |
| 大正5 | 17,683 | 15,684 | 1,999 |
| 10 | 55,402 | 49,575 | 5,827 |
| 15 | 78,741 | 77,259 | 1,482 |
| 昭和5 | 94,712 | 84,735 | 9,977 |
| 10 | 112,773 | 105,595 | 7,178 |
| 15 | 114,426 | 117,589 | △ 3,163 |
| 20 | 299,499 | 202,416 | 97,083 |
| 25 | 38,359,269 | 39,974,238 | △ 1,614,969 |
| 30 | 47,158,890 | 44,979,096 | 2,179,794 |
| 35 | 84,744,906 | 77,900,122 | 6,844,784 |
| 39 | 178,722,517 | 168,431,336 | 10,291,181 |
| 40 | 240,713,851 | 235,536,977 | 5,176,874 |
| 41 | 254,647,641 | 241,639,324 | 13,008,317 |
| 42 | 337,593,055 | 323,904,403 | 13,688,652 |
| 43 | 447,684,740 | 437,590,201 | 10,094,539 |
| 44 | 430,970,968 | 414,323,546 | 16,647,422 |
| 45 | 861,819,420 | 818,270,895 | 43,548,525 |
| 46 | 1,189,914,466 | 1,036,485,147 | 153,429,319 |
| 47 | 1,583,099,212 | 1,488,839,829 | 94,259,383 |
| 48 | 1,487,155,461 | 1,409,695,039 | 77,460,422 |
| 49 | 1,681,890,836 | 1,557,865,375 | 124,025,461 |
| 50 | 2,034,478,759 | 1,945,234,951 | 89,243,808 |
| 51 | 2,417,361,370 | 2,275,521,819 | 141,839,551 |
| 52 | 2,741,541,061 | 2,533,989,356 | 207,551,705 |
| 53 | 3,546,001,266 | 3,397,747,685 | 148,253,581 |
| 54 | 3,848,862,224 | 3,705,566,310 | 143,295,914 |
| 55 | 3,728,600,221 | 3,593,784,648 | 134,815,573 |
| 56 | 4,924,552,794 | 4,661,128,334 | 263,424,460 |
| 57 | 6,181,848,908 | 5,779,293,165 | 402,555,743 |

明治二十三年から昭和五十七年までの歳入・歳出決算額は、次の表のとおりである。

(註) 昭和25年以前は、円未満は四捨五入する

第七章 教育及び宗教

〔一〕 教育

一、学制発布前後の教育

(一) 庶民の教育（寺子屋）

江戸時代になると貴族や僧侶の学問が、学者や庶民に解放された。幕府及び諸藩の設けた学校では儒学が主で、多くの優れた儒学者が輩出したが、中期には国学、幕末には蘭学と関連して自然科学が発展した。

庶民の教育施設は中世に始まった寺子屋である。享保（将軍吉宗の頃）以前は多くないが、宝暦（将軍家重の頃）の頃から次第に増加し、文化文政以後飛躍的に多くなり、文化から慶応までに一万校が設立されている。こ



寺子屋の手習い風景



函南学校 第1支校 丹那学校 (法輪寺)

こでの学習は習字、読書を主とし、算術を併せ学んだ。いわゆる「読み、書き、そろばん」であった。

函南周辺の私塾についてみると、

並河城所の漢学塾

城所は京都の人で通称を五一郎といった。伊藤仁齋の門に入り、晩年三島に移住して子弟を教育した。門人中に秋山富南がいる。富南は中郷村安久の人で『豆州志稿』の著者として有名である。

千之塾

福井雪水が天保九年に開いた漢学塾である。通称を耕作と言い、三島長谷の人である。江戸に出て

漢学を修め、業成り帰郷し子弟を教育した。遠近からここに来て学ぶ者が多く、常に戸外に満つと言われた。門人中では大竹の田中鳥雄が著名である。

中郷学舎

中郷村八反畑にあった。箕田寿平の創設したものである。

寿平は福井雪水の門人で、経学、俳諧、書画等を教え、女子のために裁縫をも教えた。学制発布前後十数年続いた。

旭家塾

中郷村中島にあった。この塾は主として幼年男女を入塾させ

たので、今の小学校のようであったという。明治五年の学制発布の頃は常に百名内外の子供がいたという。柏谷、畑毛、平井、塚本、上沢、大土肥、間宮等から通ったという。塚本の服部忠雄、鈴木鎮、間宮の



函南学校 間宮分席 (妙蔵寺)

白井徳太郎、上沢の露木行平、露木伝太郎、平井の小柳津五郎、柏谷の芹沢又兵衛などが学んだことが記録されている(『三島市誌』)。

沼津藩の祐筆だった山崎正處は版籍奉還とともに桑原に隠棲し、父子相共に学制発布前後に郷党の教育に当たった。

菲山の江川漢学塾、三島の開心庠舎、修養寺の国学者竹村茂雄の流れを汲む学者や、安久の秋山富南の塾で修学した者も相当あつたらうが記録が残っていない。明治初期の小学校の仮校舎や発祥地が全部寺院であつたことから寺子屋があつたことも考えられる。

(二) 学制発布以前の教育

徳川慶喜が大政を奉還して、王政復古を宣言したのが慶応三年十二月で、慶応四年九月八日、明治と改元された。この明治元年(一八六八)九月、「静岡学問所」についての布令が出された。この静岡学問所も明治五年(一八七二)学制発布と同時に活動は停止した。

又、慶応四年十二月徳川幕臣達により藩校で、系統立った軍人養成機関として「沼津兵学校」が開設され、三年半にわたって教育が行なわれ、明治五年五月に閉鎖された。この静岡学問所と沼津兵学校は、付属小学

校をもつていた。これらの学校は近隣を刺激し、影響を与えたと推測される。

慶応三年（一八六七）十月、徳川慶喜は大政を奉還し、ここに幕府は滅びた。家康が將軍になつてから二六五年、頼朝が鎌倉に幕府を開いてから六七六年も続いた武家政治も終つたのである。

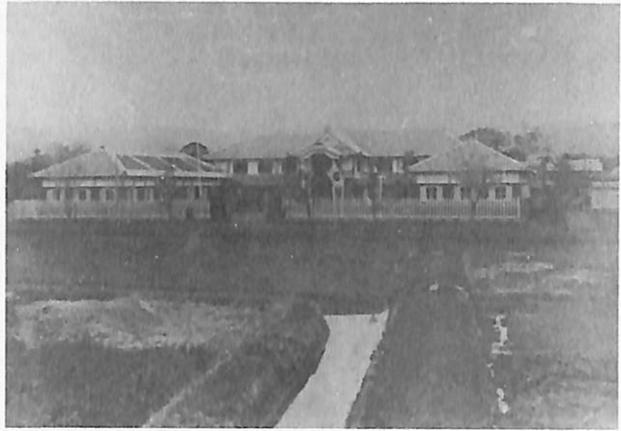
慶応三年十二月九日、王政復古の大号令を頒布し、明治新政府成立の第一歩が踏み出された。そして慶応四年（明治元年。九月八日、明治と改元）三月十四日、五箇条の御誓文を發布し、新政府は今後の政治の大方針を明示した。維新政府は未曾有の変革を為そうとして国是を定め、天皇親政・公議輿論・開国和親・西洋文化摂取などの大綱領を示し、政治組織・一世二元制・東京奠都・版籍奉還・廃藩置県・神仏分離令・身分制度・兵制布告・地租改正・太陽曆採用等を次々と進めたが、学制を定めることもその一つであつた。

明治四年（一八七二）明治新政府は、「全国の人民を教育し、其の道を得せしむ」（文部卿の職務）を目的として文部省を設置した。

翌五年八月三日（新曆九月五日）「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」（同年八月二日太政官布告第二四号）為に「学制」が發布され、近代学校制度の基礎ができたが、経費の問題、教員、校舎の問題等があり、全国一斉に学制が実施されたわけではない。

（三） 学校教育発祥の地

明治六年六月二十日、大土肥妙高寺に函南学校（現在の函南小学校）が開設された。引き続き同年八月十四日、函南学校第一支校として、現在の丹那小学校が開設され、七月二十三日に同第二支校として桑村小学校が開設された。



新築成った函南学校 (明治13年2月)

もので、現在の「学校教育法」に相当するものである。全部で一〇九章から成っているが、最初に「大中小学区の事」が定められている。これによると全国を八大学区に分け(第三章)、一大学区を三十二中学区に、一中学区を二一〇小学区に分け、一小学区に小学校一校を置くことと定めている。一大学区に小学校が六、七二〇校、全国では五三、七六〇校と定めている(第六章)

(地名) (所在地) (学校名)

| | | |
|-----|-----|----------|
| 大土肥 | 妙高寺 | 函南学校 |
| 平井 | 子守堂 | 函南学校平井分席 |
| 丹那 | 法輪寺 | 函南学校丹那支校 |
| 桑原 | 長源寺 | 函南学校桑村支校 |
| 上沢 | 不動堂 | 函南学校上沢分席 |
| 間宮 | 妙蔵寺 | 函南学校間宮分席 |
| 塚本 | 興聖寺 | 函南学校盛山分席 |

(四) 学制

「学制」は、当時もつとも教育が進んでいると言われていたフランス制度をならって作られた



函南学校 第2支校 桑村学校 (長源寺)

第七章 教育及び宗教

| 名称 | 学校 | 位置 | 設立日 | 新築又ハ 旧民家 | 区内公有 又ハ借用 | 教育 | 生徒 | 授業料有無 | 扶助金配当高 円 | 銭厘 | 学校長タル者 |
|------|----|-----------|--------|-------------|--------------|-----------|------------|-------|-------------|-----|--------|
| 函南学校 | 小学 | 第十三番大土肥村 | 明治六年六月 | 新築 | 公有 | 男五 女一〇 | 男一〇 女四二 | 金四銭 | 九六七四 | | 北島吉太郎 |
| 丹那学舎 | 〃 | 第十二番丹那村 | 明治六年八月 | 〃 | 〃 | 二 | 一五 | | 四九六 | | |
| 桑村学舎 | 〃 | 第十一番桑原村 | 明治六年七月 | 〃 | 〃 | 二 | 五 | | 二五六五 | | |
| 盛山学校 | 〃 | 第十四番塚本村 | 明治六年七月 | 新築 | 借地 | 三 | 三五 | | 一六 | | |
| 三島学校 | 〃 | 第十五番三島宿 | 明治五年五月 | 旧佐馬所 | 〃 | 一〇 | 一七 | 金三銭 | 一六七 | 二四 | 吉原守拙 |
| 勤有学舎 | 〃 | 第廿二番社家村 | 明治六年六月 | 新築 | 公有 | 六 | 六六 | | 五三 | 一〇 | 矢田部盛次 |
| 保定照舎 | 〃 | 第廿三番徳倉村 | 明治六年六月 | 寺 | 借 | 三 | 三一 | | 二 | 〇二 | |
| 作新学舎 | 〃 | 第廿四番佐野村 | 明治六年八月 | 〃 | 〃 | 二 | 二六 | | 三 | 二七 | |
| 三谷学校 | 〃 | 第廿五番三ツ谷新田 | 明治六年十月 | 〃 | 〃 | 一 | 三三 | | 三 | 八五九 | |
| 函山学校 | 〃 | 第廿六番塚原新田 | 明治六年六月 | 新築 | 公有 | 二 | 二〇 | | 二 | 七〇六 | |
| 日新学校 | 〃 | 第廿九番谷田村 | 明治六年七月 | 〃 | 〃 | 六 | 六〇 | | 二四 | 九八五 | |
| 中郷学校 | 〃 | 第三〇番青木村 | 明治六年七月 | 〃 | 借地 | 七 | 五〇 | | 二四 | 一八五 | 山田傳一郎 |
| 松本学校 | 〃 | 第三十一番松本村 | 明治八年六月 | 〃 | 〃 | 六 | 六三 | | 二六 | 八五九 | 瀬川又之助 |
| 大場学校 | 〃 | 第三十二番大場村 | 明治七年十月 | 〃 | 〃 | 八 | 六五 | 金一銭五厘 | 二七 | 七五 | 秋山与一 |
| 江間学舎 | 〃 | 第三十四番北江間村 | 明治六年六月 | 民家 | 借 | 五 | 二〇 | 金二銭 | 二九 | 四九六 | 佐藤益民 |

が、現在小学校数は、この約三分の一しかないことからみて、全くのデスクプランであった（「函南村誌」による）。第三章の大学区の分別をみると、足柄県、静岡県は、第一大学区に属している。函南町は、第一大学区第三十番中学区であった。小学区は第十二番小学が函南学校、第十番小学が丹那学舎、第十一番小学が桑原学舎、第十四番小学が盛山学校である。校名が「函南村誌」と異なっているが、文部省の年表によったものである。この四校の明治七年から十年までを、石井岩夫氏が内閣文庫府県史料、文部省年表、仁田文書、小川文書（修善寺町加殿）より作成しているので次に掲げる。

(五) 当時の就学率

現在の就学率は一〇〇%に近く、小学校へ行かないなどとは考えられないが、明治初期は、全国平均で男子三九%、女子一五%であった。前表を見ても、函南町でも同じであることが分る。児童数は次第に増えているが、女子の就学率が甚だしく低いことを示している。当時の学校観、女性観がよく現れている。

函南小学校の『沿革誌』に、明治十三年から十六年までの就学率の記録がある。

| 年 度 | 満六歳児童数 | 就学者 | 就学率 |
|------|--------|-----|------|
| 明治一三 | 四六 | 二七 | 五八・六 |
| 明治一四 | 五三 | 三三 | 六二・二 |
| 明治一五 | 五三 | 三六 | 六七・九 |
| 明治一六 | 五二 | 三七 | 七一・一 |

これを見ると、全国平均に比較して悪いとは言えないが、就学率の低さは、授業料の負担(明治三十三年まで小学校でも授業料を納めなければならなかった)、保護者の教育への関心の低さも大きな理由だったが、通学距離も一つの理由になっていた。



小学校入学生徒名前 (明治6年)

足柄県の小学校設立状況

『静岡県教育史・通史篇上巻』に足柄県の小学校設立状況が掲載されているので、それを次に掲げる。

足柄県では明治六年三月に「小学校設立法達」を出し、同年五月にはすべて開業することを考えていた。しかし何よりも校舎が必要なので、「地理之便宜及人口粗密ニ応ジ」位置を定め、「従来之学舎仍旧相用候トモ或ハ便宜ヲ謀リ寺院民家等仮借シ建学スルモ妨ナキ事」として促進し、一校の職員は訓導一名、授業生三名、事務官と補助者各一名というから、極めて小規模校を考えていたことがわかる。そしてそれらの俸給や需要費あわせて四二二円、うち生徒百人の月謝二二〇円、差引三〇二円は区民の負担という計算をしている。また束修（入学金）は一二銭とし、授業料は貧富に応じ五〇銭から六銭の四段階とした。

さらに小学校普及の仕事をするために明治六年三月に学区取締五名をきめ、これは全県から選挙しているが、これは静岡県の二名より多い。そしてその分担は次のようである。

君沢郡一人（小一区三島組から小六区修善寺組まで 村落七、小区六）

田方郡一人（小七区仁田組より小一〇区湯ヶ島区組まで 兼賀茂郡五大区小三区大見組を含む 村落八七小区五）

賀茂郡二人（第五大区中賀茂郡小一区熱海組より小五区河津組まで 村落四四小区四）

（同郡小六区稲生沢上組より小八区南下組まで村落四〇、小区三）

那賀郡一人（第五大区中那賀郡一円小九区南上組より小一二区那賀まで 村落四一、小区三）

しかし結果は思うようにすまなかつた。明治八年の学事年報によると、次のようである。

伊豆の学校設立状況
明治6～8年

| 年次 | 学校数 |
|---------|-----|
| 明治5年 | 1 |
| 明治6年5月 | 1 |
| 明治6年6月 | 13 |
| 明治6年7月 | 18 |
| 明治6年8月 | 24 |
| 明治6年9月 | 19 |
| 明治6年10月 | 11 |
| 明治6年11月 | 8 |
| 明治6年12月 | 8 |
| 明治7年 | 17 |
| 明治8年 | 4 |
| 不明 | 1 |

校舎の状況

| 使用校舎 | 学校数 |
|------|-----|
| 新築 | 30 |
| 寺 | 74 |
| 民家 | 12 |
| 神社庁屋 | 6 |
| 寺堂 | 2 |
| その他 | 2 |

右合計で一二五校、この中には分校とか支校も入っている。明治六年末は、村落全数二八三、小学校一〇六、明治七年は小学区一九二で、小学校は一一七校(内本校三一校、約六割の設置率であった。この間の間隙をうめたのが従前の私学塾で、それは文部省達により明治六年四月二十五日までに開業願を出せば許可された。

このように小学校は次第につくられていったが、問題は教師であった。「山間辺陲ノ地教員ニ乏シク且授業法ニ熟セサルヲ以テ、未全備ヲ称スルニ至ラス」(静岡県資料)という状況で、足柄県では明治七年(一八七四)十二月に柏木忠俊県令臨席のもとに韭山講習の開校式を挙げ、各中学区人口三、〇〇〇人毎に一人の割合で教員を計画養成することとした。

このようにして小学校設立は次第に拡充していったが、その行政主導型の頂点にあるのは柏木忠俊であった。彼は韭山県時代から県知事江川英武のもとで働き、足柄県設置とともに参事となり、明治九年四月静岡県に統合されるまで、県知事として一貫して施策をおこなっていたことも大きく影響したものと考えられる。

二、明治初期の学校教育

(一) 義務教育

明治五年に学制が發布された時は第二章に「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ学ハスンハアルヘカサルモノトス(以下略)」又、第二章には「尋常小学ヲ分テ上下二等トス、此二等ハ男女共必ズ卒業スヘキモノトス」と定めてあり、義務教育の方向が示されているが、その義務を果すものは誰なのか、責任については明確にされていない。

明治十二年「学制」が廃止され、「教育令」(明治十二年九月二十九日太政官布告第四〇号)が制定された。これは学制が一〇九章にわたるのに対し、四七条の内容で、簡略化されているが、その第一四条に「凡児童学齡間少ナクトモ一六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」とあり、更に第一五条では「学齡児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ(以下略)」と、保護者が児童を学校へ出す義務があることをはっきりと定めてある。なお、この時学齡期間は第十三条で「凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス」と定めてある。

(二) 学区の分合

先に通学距離と就学率のことにふれたが、教育の義務化に伴い学区の分離問題が起きた。

明治十九年三月間宮村から県知事宛に学区分離の願書が提出されている。

学区分合の儀願書

伊豆国田方郡間宮村

右間宮村ノ儀旧学制発布以来函南学校区ニ組入罷在候処、本村ノ函南学校ニ於ケル距離殆ドニ拾町幼年生徒通学ノ不便少ナカラザルヲ以テ、曾テ戸長学務委員等就学ヲ説諭督励スルモ、之レニ応スルモノ少ナク、今ヤ学齡人員七十五人ニシテ就学セシモノ僅カ二十九ニ過ギズ」(以下略)。

これでは教育の普及のさまたげとなるから隣の大場学校の学区に組替えてほしいという願であった。これは五月に県より認められている。

なお、これより先、明治十四年八月には、平井村の生徒父兄総代から一校独立の申出があった。



入学者名簿 (明治7年)

学齡兒童父兄者共申上候

当村ノ儀ハ去年来ヨリ仁田村函南学校ニ生徒通学致シ来候処、学齡ノ者共拾分ノ七八不就学(中略)虚弱ノ者又ハ貧民等ニテ通学ノ諸費ニモ苦シミ且雨中ニハ傘下駄衣類等破却モ不少乍思不就学ニ成行(以下略)。

願は、同年十月十九日に関係一四ヶ村連合会議で平井村一校独立が決定されている。この
という次第で、当時の通学風景が目に見えるようである。この

(三) 授 業 料

「学制」の第九章に授業料が定められているが、大学は、一月七円五〇銭、中学は、一月五円五〇銭、小学は一月五〇銭と定めてあるが、それぞれ負担能力に応じて定めてよいとしてある。足柄県では「授業料ハ定額アリト雖（中略）貧富ヲ沙汰シテ之ヲ四等二分チ、五〇銭、二五銭、一二銭、六銭トス」と規定した。しかし、この金額は当時の人達にとっては、負担が大きく不就学の原因となった。

足柄県第四大区第七小区（現在の函南町から畑毛、日守、桑原の馬坂を除いた範囲）では、明治六年及び七年には、授業料を徴集しなかった。

しかし、明治八年に、上等・中等は六銭、下等は四銭とする徴集案が小区会議に提出されたが、上等七銭、中等四銭、下等一銭と決っている（修善寺町加殿小川家記録）。「小学校資本金利息毎月請取帳」（仁田家資料）の明治八年二月の項に「第二月生徒月謝三十六人分、一金、壹円四四銭」とあるから一人四銭ということになる。

明治二十三年、函南村になってからの村議会で、小学校の授業料を決めているが、

| | | |
|-----|-----|-----|
| 尋常科 | 一年生 | 三 銭 |
| | 二年生 | 四 銭 |
| | 三年生 | 五 銭 |



入学者名簿（明治8年）

四年生 六銭

高等科 全学年 一五銭

他村より高等科に通学する者は二〇銭

一戸から二名以上通学する場合、二人目は半額、三人目から無料となっている。

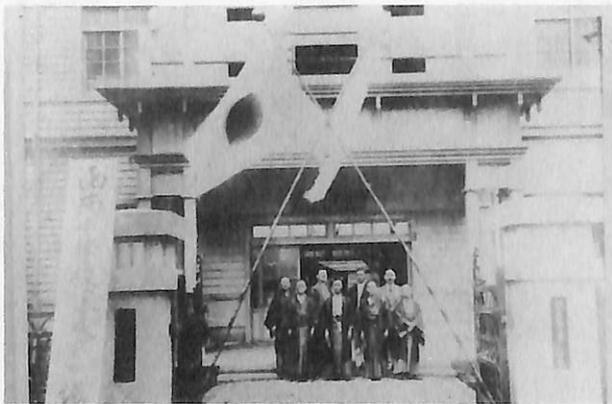
当時は一般の収入が低く、父兄にとって授業料はかなりの負担であったようであり、不景気になると就学率が下り、又、明治八年から授業料を徴集するようになった為に退学した者があつたという。

(四) 校舎の建築

明治六年、寺院借用で発足した学校も、明治八年四月には盛山小学校が塚本に新築され、同年十二月には函南学校が仁田村に新築され、次いで桑原学舎は同十年十一月、丹那学舎は同十二年二月と相次いで専用の校舎が完成している。しかし、この校舎の建築は当時の指導者層が熱意を傾けた結果であり、明治七年十二月に仁田村より七小区の会議に提出された「小学校位置ヲ改正シ校舎ヲ建築スベキノ議」(仁田家文書)に当時の教育状況が示されている。

長文であるが全文を掲げてみよう。

なお、これは試案書の控であり(「……………」)の部分削除したとこ



函南小学校・新校舎落成(明治41年)

ろで（……………）の部分は、細字割注の箇所である。

十二月十五日議案

仁田村

小学校位置ヲ改正シ、校舎ヲ建築スベキノ議ソレ學校ノ挙タル人智ヲ開闢シ、富強ヲ振起スル大基礎ニシテ、豈一日モ忽ニスベクンヤ。政府サキニ文部省ヲ設ラレ、一昨壬申、日本全国ノ学制ヲ定メ、七大学、二百五十六中学、五万三千百六十小学校ヲ府県ニ令シテ興サシム。然リト雖モ、旧習ノ久シキ、人民學事ノ急務ナルニ注意セス、加ルニ一時悉皆之ヲ興サントニハ經費モ随テ夥多ニシテ、民力ニ堪サラン事ヲ我県令參公深ク商量セラレ、去ル癸酉三月全管ニ布達告諭シテ、地方毎小区二一ヶ所ノ小学本校ヲ仮設シ、其他ハ適宜ニ支校ヲオカシム。茲ニオイテ我カ七小区ノ如キモ小学本校ヲ大土肥村妙高寺ニ仮設シ、随テ三支校ヲ設ケ、教員ヲ雇入レ、其体裁粗備リ、同年六月開業シ爾來殆ト一年半、人民少シク學事ノ緊要ナルニ自ラ着シ、生徒モ稍歩ヲ進メ大ニ得ル所アラントス。然リ而シテ目今ノ校舎タル一時ノ仮設ニシテ、随テ位置モ永久ノ目途ヲ以テ定メタルニ非ス。想フニ此ノ普通小学タルヤ後來必ス益々盛大ヲ極可ク、決シテ衰フ可ラス。故ヲ以テ速ニ從來ノ位置ヲ改正シ、校舎ヲ新築シ、以テ將來ノ盛昌ト便益トヲ期セスンハアル可ラス。因テ聊カ愚論ヲ掲ケ、遍ネク諸君ノ公議ニ付ス。

〔其一〕

学校位置ハ、去年一時仮ニ定ムル処ニシテ將來ヲ謀リタル者ニ非ス。先ツ第一今ノ本校ハ、仁田、柏谷、大土肥、平井、上沢五ヶ村ヲ合併入学ス。此ノ五ヶ村タルヤ惣人員二千人ヲ出ツ。殆ド学制定ムル処ノ三小学区ヲ過グ。目今ノ生徒百三十人、尚年々入学増員スルトキハ数百人ニ至ル必セリ。然ルトキハ、トテモ一校ニテ

| | |
|------|--------|
| 金五百圓 | 仁田大八郎 |
| 金貳拾圓 | 西原重次郎 |
| 金拾五圓 | 三四五右衛門 |
| 金拾五圓 | 加原勝助 |
| 金拾五圓 | 今半健助 |
| 金拾圓 | 高橋七太郎 |

小学校資本金積立文書(その1)

ヲ増置シ、然ル時ハ此ノ本分五校ニテ二十年カ三十年ノ間ハ必ス差支アルマシ。尚数十年ヲ過ルトキハ自然学制ニ所謂六百人口一小学校ノ割合ニ致ル可シ。

〔其二〕

目今ノ校舎タル、概ネ寺院ヲ仮借シ一時ノ間ニ合セシナレハ、寺用ニ付諸仏事其他種々云々故障アリテ、公然定例休暇ノ外、別ニ休業スル屢ナリ。是レ生徒授業ニオイテ大ニ障碍ノミナラス校舎一方ナレバ退散。速ニ閉校スヘキモ寺用アリ、イツトナム參仏ノ者モアレバ、平素明放シオク故、時トシテ不良ノ徒アリ參仏ニ托シ聊タリトモ生徒ノ物品ヲ掠取候モノモ無ニ非ス。又、時トシテ田檢其他御使用ノ序令參公ヲ始メ県官モ臨視アリト雖モ、仏学混淆甚以不体裁ナリ。其他不都合夥多ナリ。就中、昨今妙高寺ノ如キ住職高知尾日弘本堂仮借ニ付云々ヲ吐露スル等ノ事アリ。是レ勢ヒ速ニ本校校トモ新築セサルヲ得サルナリ。然リト雖モ、本支五校新築ヲ成ス其費用一時課出ニ堪スシテ一般苦情ヲ鳴ス是又想像セリ。因テ来明治八年ヨリ五ヶ年ヲ期シ本校校ト

ハ授業相成マジク仮令大校舎ヨク數百人ヲ入ルルモ却テ雜沓不都合モアルベシ。此レ宜シク分画以テ二小学ヲナスベシ。今之ヲ分割セントナラバ仁田、柏谷、大土肥ヲ一小学、平井、上沢ヲ一小学トシテ可ナラン。第二、丹那四ヶ村一小学、是ハ校舎モ新築且位置モ可ナリ。第三、桑原、大竹一小学モ可ナリ。塚本、肥田一小学可ナリ。間宮村ノ如キハ便利ニ因テ暫ク二小区大場学舎ヘ托ス可ナリ。是ハ下等科卒業ノ上ハ当区本校ヘ入学セシム可シ。右差向キ一小学

モ悉皆築スベク見積リ、差向キ来八年本校ヲ建築シ九年ヨリ十二年マテニ枝校ヲ築造スベシ。

(其三)

右位置改正一校ヲ増シ、又、校舍ヲ築造スル等費用夥多ニシテ課出ノ方法又難シ。然リト雖モ之ヲ厭ヒ此ノ挙ヲ成サス因循在苒スルトモ何レノ期カ之ヲ成サン。目途モナク只々遷延シテ時ヲ待ツ。是固陋ノ甚シキナラスヤ。誠者又云ン既ニ本年二月小学資本トシ有志相謀リ同志戮力五千元ノ金額ヲ寄付ス。然シテ今又別ニ建築ノ經費ヲ配賦ス。課出堪ユ可カラスト。此其旨意ヲ知ラサル者ノ論ナリ。如何トナレハ当者定ムル所ノ全員ハ教員諸職ノ給料並ニ定額月費等年々定式出ス処ノ金円ヲ永久ニ維持スル資本ニシテ決シテ建築ノ費用〔書籍器械請求費等〕ヲ見込ミ定メタルニ非ス。故ニ前項掲クル如ク今一校ヲ増シ、且教員ヲ改メ少シク増給スルトモ(教員モ生徒ノ進歩ニ応シ改正シ、増給セサルヲ得ス)

左ニ書載スル如ク来歳ヨリ生徒ヲ取立ナバ(月謝イツ迄モ無月謝ナルトキハ所謂貧学校ノ姿ヲナシ、人民モ無月謝タルベキ者ノ如思想シ後來然ル可ラス)定式費ニオイテ決シテ不足スルナシト雖モ建築費ニ回ルニ足ラズ。之ニ因テ之ヲ見レハ、資本金ハ定式費ノ目途ニテ定メタル事ニテ、建築費ハ別途ナル事明瞭ナリ。因テ費用ノ予算ヲナシ定式費ト建築費〔書籍、器械購求資ト三段〕ニ仮定スル事左ノ如シ。

定 式 費

一、本校一ヶ所 但(訓導一名拾三元、授業生二名五円、三元、事務官一名三元、仕丁一名二円五十銭、月費

| | | | | | |
|-------------|---------|-----|--------|-------|--------|
| 小学校資本金積立方請書 | 第四大邑小七区 | 行田村 | 金七百五拾圓 | 内金貳百圓 | 金五百五拾圓 |
|-------------|---------|-----|--------|-------|--------|

小学校資本金積立文書(その2)

三円五十錢) 此一ヶ月金三十拾円

一、支校四ヶ所 但(授業生一名四円、助教二円、月費一円五拾錢) 此一ヶ月金三十拾円

本校五校一ヶ年入費 金七百貳拾円、内金五百円、資本金五千元ノ利子

金二百五十二円 生徒授業料上中等六錢、下等四錢平均一人六錢ツツ総員三百五十人一ヶ年分

校舎建築費

一、本校一ヶ所 竪十二間横五間但地形建前造作共惣仕上ヶ一坪六円当り、此入費概金三百五拾円

一、枝校四ヶ所 竪八間横四間但前同断 此入費金八百円

本校校建築費 金千五百拾円、内金三百五拾円、本校来明治八年造営費

但、内金百八十円余一昨年壬申全国置法ノタメ高百石三円割出金預ケアリ、之ハ外区ハ積立無之由ニ付当分之ニ充ツ殘金百七十円石高戸数人口ニ割合現ニ出金ノ事。此ノ出金方法ハ、其村限講事其他適宜ニ法ヲ設ク可シ

金 二百円 枝校来明治九年同前 但是ハ前殘金同様石高戸数人口等適宜ニ課出ノ方ヲ定ム可シ

金 二百円 同来明治十年同前但書同断

金 二百円 同来明治十一年同前但書同断

金 二百円 同来明治十二年同前但書同断

右十二年迄ニテ悉皆建築竣成ノ事

(相除ク、書籍器械購入費(但本月授業料改正ニ付購求スル費用ハ之ニ加ヘス)

一、金千五百円(生徒下等上十六級中ユル処ノ書籍代総員四百人一人ニ付金三元七拾五錢概見) 内金五

百円（生徒三分ノ一即千百三十三人ハ身元可成ノ者ニテ自費購入ノ分相除ク）

差引金千円（但之ヲ二十ヶ年ニ出金ソノ旨意ハ各村従来伊勢西宮ヲ始メ不二大山其他諸寺院諸神社配札初穂金米等、近年廃止相成リタルモノ之ヲ区内ニ臆算スル、一ヶ年大略五十円ニ下ル可カラス、之ヲ毎年積立二十ヶ年ニ至ル必ス千円ニ及フ可シ、此金ヲ以テ年々適宜生徒ノ進否ヲ謀リ購求スベシ）

内金五拾円 来明治八年春取集メ即チ七年分ナリ

以下二十七年迄ノ分割合同断略之）

明治七年甲戌十二月十五日

右村 代議人 西原勇次郎

同兼

仁田小三郎

戸長見習

会頭

幹事 御中

(五) 学区取締り

「学制」の第八章には、一 中学区内に一〇名乃至一三名の「学区取締」を置き、第一に区内人民の就学勧誘と、第二に学校設立の促進を、第三に学校の保護、及び費用の使用を計るなど、学区内の学務を担任することを定め

である。

明治八年伊豆国には、五名の学区取締が置かれており、翌九年には一名増員されている。第七小区をふくむ六区の学区取締は、加殿村（現修善寺町）の小川信邦である（小川家記録による）。伊豆国が明治九年静岡県に編入されてからは、各区副区長が学区取締を兼務し、七小区は仁田小三郎である（文部省四年報）。明治十二年「教育令」が公布されこの制度は廃止され、各町村に「学務委員」を選挙により置くように改められているが、明治十二年に田方郡の学区取締は、塚本村の小川勉之助である（『三島市誌』）。

(六) 教員の養成

「学制」が發布され、学校が続々と開設された。当座、校舎は寺院の借用で間に合わせたのが、最も問題となったのは教師の質の点である。「学制」の目指す近代学校の教師は、漢学を主としてきた従来の「寺子屋」の教師では、間に合わないわけである。そこで東京に師範学校を作ったが全国の需要を満たすに足りない。各県では、きそつて速成の教員養成所を作った。

足柄県でも、小田原、葦山にそれぞれ作った。葦山は、明治七年十二月、葦山講習所として発足している。この時、人口三、〇〇〇人につき一人を入学させるように決めている（江川家文書）。

(七) 当時の学科



小学校教師心得

「学制」と同時に出されている「小学教則」（明治五年九月八日文部省布達番外）に、綴字（カナツカヒ）一週六字即一日一字、習字（テナラヒ）一週六字即一日一字。単語読方（ゴトバノヨミカタ）一週六字即一日一字。洋法算術一週六字一日一字。修身口授（ギョウキノサトシ）一週二字即二日置キニ一字。単語暗誦（ゴトバノソラヨミ）一週四字。理学大意。体術。唱歌（当分之ラ欠ク）などと記されているが、綴字の項を見ると、「生徒残ラス順列ニ並ハセ智恵ノ糸口ウイマナヒ絵入智恵ノ環一ノ巻等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク、前日授ケシ分ハ、一人ノ生徒ヲシテ他生ノ見エサルヨウ盤上ニ記サシメ、他生ハ、各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ、盤上誤謬アラハ他生ノ内ヲシテ正サシム」とあり、当時の修業方法もよく分る。

(ハ) 学校運営の費用

小学校校舎建築費用の捻出に、当時の有識者が苦勞したことは、先に記したが、学校運営の經常費についても種々その対策を建てている。

明治七年二月に、学資基本金五千円を積立て、この利子を運営費の大半に当てようとしている。しかし、この計画も、次第に、経費が増大し不足を生じてきたので、明治十二年には、更に一万円の資本金を増募する決議をしている。

明治二十二年函南村となり、十一月十三日の村会では、「函南尋常小学校資金管理及経費手続」を議決している。その内容は次のとおりである。

第一条 学校資産ノ管理及経費ノ収支ハ、村長ニ於テ、管理スルモノトス。

第二条 学校資産ノ預ケ方、若クハ貸付方法ヲ定メ、又ハ、変更セントスル時ハ、村会ノ評決ヲ取り施行スヘシ。

第三条 学校資産ハ、確實ナル抵当物ニアラザレバ、預ケ、又ハ、貸付ル事ヲ得ス。但 駅逦局貯金預所確實ナル銀行会社ハ此限ニアラス。

第四条 村長ハ、事務整理ノ為在ノ帳簿ヲ備フヘキモノトス。但 此他整理ニ必要ト認ムルモノハ、便宜調整スル事ヲ得(以下略)。

函南村になってからは、当然学校に要する費用は、村費負担となつている。学務費は、村費の五〇%以上を占めていた。これは、教員の人件費が全額村費であつたためである。

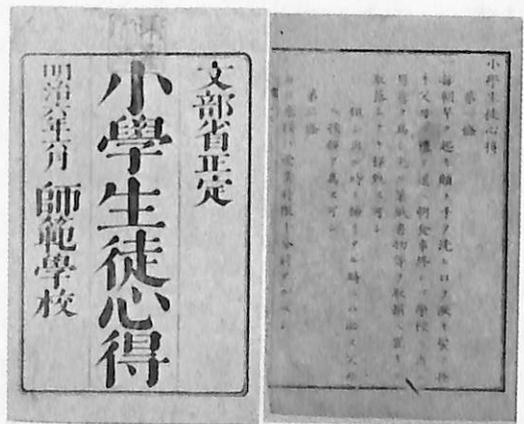
授業料も創立以来、児童から直接徴収することはなかつた。明治二十三年四月、初めて授業料を徴収した。

尋常一年期……………三銭

〃 二年期……………四銭

〃 四年期……………五銭

高等一年から四年……………一五銭



小学生徒心得 (明治6年)